

総務委員会会議録

平成28年9月27日(火)

(開 会) 10:05

(閉 会) 16:09

【 案 件 】

1. 議案第119号 専決処分の承認(平成28年度 飯塚市一般会計補正予算(第3号))
2. 議案第 98号 平成28年度 飯塚市一般会計補正予算 (第4号)
3. 議案第100号 飯塚市職員倫理条例
4. 議案第101号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例
5. 議案第113号 訴えの提起(市有土地の明渡し)

【 報告事項 】

1. 飯塚市中心市街地活性化の取組状況について (地域連携都市政策室)
2. 飯塚市立地適正化計画における都市機能誘導区域(案)、居住誘導区域(案)の公表について (地域連携都市政策室)
3. 工事請負契約について (契約課)
4. 土地明渡等請求事件の経過について (管財課)

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「議案第119号 専決処分の承認(平成28年度 飯塚市一般会計補正予算(第3号))」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

議案番号が前後いたしますけれども、先に議案第119号の専決処分の承認についてご説明させていただきます。「平成28年度飯塚市一般会計補正予算(第3号)」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。この専決処分につきましては、去る6月20日及び7月13日の大雨による災害のため、その災害復旧に要する経費を補正するものでございます。配布しております「補正予算資料」、7月13日専決と記載している分についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。今回の専決処分による補正につきましては、一般会計で1億7845万3千円を追加いたしております。

2ページをお願いいたします。今回の補正の概要について、ご説明させていただきます。

歳入では、災害救助費及び復旧費等に係る財源をそれぞれ計上しております。対象事業に係る国庫支出金及び県支出金は、道路橋りょう災害復旧費負担金など合計で2451万6千円を追加し、同じく各災害復旧事業に係る市債4540万円を計上しております。残る一般財源不足分として財政調整基金1億853万7千円を繰り入れ、財源調整をしております。

次に、歳出についてご説明いたします。災害復旧費では、費目ごとに被災箇所数と主な被災箇所等を記載しており、道路橋りょう災害復旧費では、飯塚地区の岡ノ浦1号線など8カ所、筑穂地区の割石線など12カ所、穂波地区の椋本・西ノ浦上1号支線など3カ所、穎田地区の石丸中学校前線の災害復旧に係る経費2555万1千円を計上いたしております。

河川災害復旧費では、飯塚地区の新川など15カ所、筑穂地区の福ヶ谷川など6カ所、穂波地区の楽市第1排水樋門付近、穎田地区の小峠川災害復旧に係る経費4119万7千円を計上しております。

都市施設災害復旧費では、穎田地区の穎田中央公園の災害復旧に係る経費147万5千円を計上しております。

農業施設災害復旧費では、飯塚地区の蓮台寺の水路など7カ所、筑穂地区の内野の農道など35カ所、穂波地区の太郎丸の水路など6カ所、庄内地区の仁保の農道など6カ所、穎田地区の佐興の農道など2カ所に係る災害復旧に係る経費6543万円を計上しております。

3ページをお願いいたします。農地災害復旧費では、筑穂地区の内住など4カ所の災害復旧に係る経費1378万5千円を計上しております。

林業施設災害復旧費では、飯塚地区の第2竜王林道など7カ所、筑穂地区の第2龍王林道など4カ所、穂波地区の第2龍王林道など3カ所の災害復旧に係る経費2735万7千円を計上しております。

その他公共及び公用施設災害復旧費では、飯塚地区の日隠墓地、穂波地区の玉塚墓地など2カ所の災害復旧に係る経費365万8千円を計上しております。

今回の災害復旧につきましては、予備費で対応した分とあわせまして、飯塚地区39カ所、筑穂地区67カ所、穂波地区16カ所、庄内地区7カ所、穎田地区6カ所、合計138カ所となっております。

繰越明許費につきましては、道路橋りょう及び河川の災害復旧工事について、年度内の事業完了が見込めないため設定するものでございます。

4ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表及び市債・基金の状況表を添付しております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

今回の災害発生なんですけれども、かなりな箇所の上っておりますが、その災害発生の状況について、市として何か特徴をつかんでいますか。

○財政課長

今回の災害の特徴ということでございますけれども、地区的には筑穂地区に非常に多かったと、全体138件のうち67件となっております。それから、施設ごとに行きますと、農業施設が多く生じておりまして、これでもう56カ所に上っているというのが特徴的であるかと思えます。

○川上委員

その農業の中で、筑穂はどのくらいあるかわかりますか。

○財政課長

農業施設と農地で筑穂地区では農業施設が35カ所、農地では4カ所、計39カ所が農業施設関係となります。

○川上委員

もう一つ、私が注意をしておきたいと思えますのは、既に時が流れたというようなことで、あるいは小さなダメージを受け続けてですね、従前より劣化していたと。で、お金があれば対応ができたというようなところに、今回の災害が重なったために、災害が大きくなったというようなことはないですか。

○都市建設部長

確かに、質問委員言われるように、そういう箇所もあったのかなと思っております。ただ全ての箇所、全てを現状把握というのはなかなか難しい中で、あわせて地元からの被災の箇所の発見とかいうのも含めまして、全て事前にそういうふうなところも含めて、災害が起きる前に、管理をしておけば一番いいとは思っておりますが、現実、なかなか難しいところがございます。

ので、今後そういう部分も含めてしっかり管理はしてまいりたいというふうに思っております。

○川上委員

そこのところをもう少し把握するようにしたほうがいいんじゃないかと思います。一つは、今度災害が発生したところで、地元からあるいはほかのところからでも、改善要望が出ていたところは把握できてないですか。

○都市建設部長

そういうふうな内容の報告は受けておりません。

○川上委員

調べてみてください。すぐわかると思います。それともう一つはね、地元からいろんな要望がなかったにしろ、毎年大雨が降るようになってるわけですから、その出水期以前に、特に河川等について、事前チェックをさせていただこうと思うんですけども、その時に市自身がここは手を打ちたいと思ったんだけどそのままになって、今回災害が生じたというところあるでしょう。どのくらいありますか。

○土木管理課長

今回の被災箇所におきましては、そういう箇所はないというふうに考えております。

○川上委員

報告受けてないとか、思いますとかいう仕事の仕方が、災害対策で通用するのかというふうにも思うんです。私は、昨年の一般質問で、山間部の消火栓の問題について質問して、災害が起きれば、国県からの補助金というか、借り入れもできるということで、復旧対策がとりやすいけれども、そうでなければ、お金がないというような事情で、事実上放置という場合が多くて、ですから、市として計画的に、現況調査もして計画的に対策をとっていく必要があるんじゃないかと。それについては、共産党も国にそのための補助金をつくるようにという働きかけをしますというふうに言うておりましたけど。災害が起きれば、予算をつけて復旧するというのは当たり前なんだけどそれを事前に手を打つことができれば、災害そのものを、小さくすることができるし、とりわけ人命を守るという点からいってもですね、重要なことだと思いますので、今後、起これば復旧しますというだけでない、事前の防止、抑制のほうに力を入れてもらいたいというふうに要望して質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第119号 専決処分の承認（平成28年度 飯塚市一般会計補正予算(第3号)）」については、承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第98号 平成28年度 飯塚市一般会計補正予算(第4号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第98号 平成28年度 飯塚市一般会計補正予算（第4号）」の概要についてご説明いたします。

別に配布いたしております「予算資料」、先ほどの7月13日専決と書かれていないほうをお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、一般会計で 8 8 7 5 万円を追加いたしまして、補正後の予算総額を 7 2 7 億 1 7 3 8 万 4 千円にしようとするもので、表の下に記載しておりますように、主に補助事業に伴う事務事業費の変更等を中心に、今後の所要額を補正するものでございます。

次の 2 ページ以降に補正予算の概要を費目ごとにまとめ、記載しております。その主なものについてご説明いたします。

まず、歳入の国庫支出金及び県支出金につきましては、歳出予算に計上しております対象事業の特定財源を追加するものでございます。

繰入金は、今回の補正予算の財源調整のため、財政調整基金 6 0 2 4 万 3 千円を繰り入れするものでございます。

次に、歳出につきましては、総務費、一般管理費の人事管理費では、職員が受けた不正な働きかけに係る報告書の審査等を行うための職員倫理審査会の開催に係る経費を計上しております。

民生費、高齢者福祉費の高齢福祉施設等整備補助事業費では、国の補助 1 0 分の 1 0 を活用し、介護サービス事業者が介護ロボットを導入する際の経費を一部助成する、地域介護・福祉空間整備等補助金を計上しております。

児童福祉総務費のその他の児童福祉総務費では、保育士就職緊急支援助成金として、市内の私立保育所またはこども園に新たに就職した保育士に対し、市から 1 0 万円、就職した私立保育所等から 2 万円の計 1 2 万円を助成するものでございます。また、市外から転居し同様に就職した保育士に対し、先ほどの助成金に加え、転居費用の実費について 2 0 万円を限度として助成するものです。

児童措置費の私立保育所等保育措置費では、保育所等における I C T 化を推進し、保育士の業務負担の軽減を図るとともに、保育所等における事故防止等の体制強化を図るため、業務支援システムなどを導入する際の経費を一部助成する、業務効率化推進事業費補助金を計上しております。

生活保護総務費のその他の生活保護総務費では、厚生労働省が福祉事務所からの保護業務データを定期的に収集する「生活保護業務データシステム」に係る「被保護者調査」分のシステム改修のための経費を追加するものです。

衛生費、予防費の予防接種費では、予防接種法施行令等の一部改正により、定期予防接種の対象疾病として B 型肝炎が A 類疾病に追加されたことから、生後 1 歳に至るまでの間にある者を対象として実施する B 型肝炎の個別接種に係る委託料などの経費を追加するものです。

また、今年度に限り、市単独の拡充として、今回追加する予防接種対象外の満 2 歳未満の者を対象として実施する個別接種に係る経費を追加するものです。

3 ページをお願いします。消防費、消防施設費の消防施設管理費では、市有地であります筑穂元吉の消防団詰所敷地の「土地明渡等請求事件」訴訟に係る弁護士謝礼金を計上するものです。

教育費の小学校費教育振興費及び中学校費教育振興費のその他の教育振興費では、県の補助 3 分の 1 を活用し、市内の小学校 2 2 校及び中学校 1 0 校に電子黒板を整備するための経費を追加するものです。

文化財保護費の旧伊藤伝右衛門邸保存整備事業費では、国の補助 2 分の 1 を活用し、旧伊藤伝衛門邸内主屋内壁及び事務室棟南外壁に亀裂が生じ、剥落の恐れがある箇所への補修に係る経費を追加するものです。

債務負担行為の補正につきましては、「窓口業務委託料」及び「穂波福祉総合センター指定管理委託料」以下 3 件につきまして、契約等に伴い債務が後年度にまたがるため追加するものです。

4 ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表及び市債・基金の状況表を添付しております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○梶原委員

歳出の民生費、高齢者福祉費の介護ロボット導入事業について、どのような型のロボットを導入されるのか、お尋ねいたします。

○介護保険課長

今回、市内4業者が申請をなされておまして、移乗支援ロボットが2事業所、見守り支援ロボットが2事業所になります。

○梶原委員

見守りというのは、どのような形の見守りで、介護ができるのか、お尋ねいたします。

○介護保険課長

先ほどお答えいたしました、見守り支援の2事業所の1事業所につきましては、「見守りテン」という機種でございまして、センサーマットを床に敷いた形で、そこから動いた場合に、センサーが反応してシステムのほうに一斉にわかるような形でわかる。例えば、ベッドから落ちたときに、そういったことがわかるようなシステム。もう一方は、「ラムロック」という機種になるんですが、これは徘徊というか、施設内の入り口あたりに、角に設置しまして、夜中に歩いたのを感知するといった形、それも中央で管理していくという形になります。

○梶原委員

今回、国が10分の10ということで全額補助の事業ですけれども、事業所の負担もあるかと思いますが、今回4事業所が手を挙げて導入されるようになっておりますが、今後ですね、結果的にいろんな形でこれが波及していく可能性が高いと思うんですが、その場合にまた国の補助が得られるのか。また、事業所が手を挙げた時に、もし国が補助事業として、補助を出さない場合に、本市としての対応がどのような形でできるのか、お尋ねいたします。

○介護保険課長

1点目は追加募集という形でございますが、この分については9月24日付で、県からメールが届いておまして、内示が現在行われておるわけですが、内示後に変更等で辞退をされた事業所を対象に追加募集を行いますと。県への期限については10月12日までの申請というような形で問い合わせが、現在申請の意向について、問い合わせをしておるような状態でございます。

○梶原委員

国のほうの分については、問い合わせをということですけども、先ほど言いましたように、本市として何か補助ができるのかということ、どういう考えを持たれておられますか。

○介護保険課長

市としての補助はどうなるのかというご質問かと思いますが、先ほど、ちらっと質問委員の中にもありまして、これにつきましては、現在、国のほうもいわゆる補助額を一定額、上限額を設定しておまして、実際には購入しますと、事業所の負担が約倍まではいきませんが、倍近くかかるとそういった状況でございまして、県あたりも、広く介護事業者のほうに、そういった制度も設けておりますので、そういった県の制度も活用していただきたいということで、私どもとしては考えております。

○梶原委員

その分については、わかりました。続けていいですか。次の児童福祉総務費で保育士緊急支援の就職支援事業費がありますけれども、今、緊急に募集されて、現在どのくらいの申し込み

があつておるのか、お尋ねいたします。

○子育て支援課長

園児の申し込みでありますでしょうか。保育士の申し込み。この事業は10月1日から行いますので、今のところ保育士の申し込みはあっておりません。

○梶原委員

なぜ聞いたかといいますと、こういったものは早めに周知をしていく部分で、予算が通らなければできないということかもしれませんけども、事前にあたっておく部分もあるんじゃないかなということで、これについて、だれも反対する人はいないと思いますので、できるだけ早く現場の問題解消に努めていただきたいと思います。それでは、今までずっと現在働いておられる保育士の方たちの支援として、給料の上乗せといいますか、そういった部分もこれから必要に応じてどんどん出てくるのではなからうかと思えますけれども、その部分についてはどのような考えを持たれておられますか。

○子育て支援課長

現在働かされている保育士、私立保育園の保育士さんの給料については、国のほうも、来年6千円というような金額を提示しております。私どものほうは、今回10万円の、新しく採用された方は10月から10万円という助成金を出すようにしておりますけども、現在働かされている方の支援は、近々に考えておかなければいけない大きな問題だとは思っております。保育の質の向上や働く保育環境を考えて、これから協議検討していこうと考えております。

○梶原委員

次、もう一ついいですか。児童措置法の私立保育所等保育措置費で、業務支援システムの支援がありますけれども、今現在13保育所と、それからビデオカメラが1保育所の補助対象になっておりますけれども、この分については追加で支援をしてほしいという保育所が出てきた場合の対応はされておられますか。

○子育て支援課長

現在のところ13保育園、そしてビデオカメラが1園ということになっておりますけども、これは希望調査しまして、13園と1園でした。その9月補正のときにはですね、この13園なんですけども、その後に、県のほうからまた追加希望っていうことができますということで、これから追加調査をいたしまして、希望があれば、また12月補正でも対応していきたいと考えております。

○梶原委員

ぜひ、追加ができるということでしたら、今回申し込まれてないところにも、追加支援がありますということを早めに通知していただいて、できるだけ効率よい業務支援システムの構築に向けて頑張っていただきたいと思っておりますので、よろしくお祈いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○奥山委員

児童福祉総務費の関係ですが、就職支援助成金で10万円が30名分ということで予算ありますけれども、例えばこれが30人全て募集があった場合、子どもさんは何人ぐらい、今待機と言われている子どもさんがカバーできるのか、お知らせをお願いします。

○子育て支援課長

園児の年齢によって、保育士の数っていうのが変わりますので、一概に30人で60人、70人というのが、園児が、待機児童っていうか、未利用児童が解消できるというのは考えられませんけども、より多くの子どもたちが入れるように30人という枠を設けました。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○川上委員

予算書の6ページ、第2表、債務負担行為補正があります。これについてお尋ねします。窓口業務委託料が、平成28年度、今年度から平成33年度までとなつて、29年度からの限度額が記載されています。これについて説明をお願いします。

○市民課長

窓口業務委託ですけれども、平成29年度5590万、ここに書いておりますけど、30年度5590万、31年度5640万、32年度5700万、33年度5700万。この限度額は29、30年は、消費税8%、31年が、6カ月間が8%、そのあと6カ月間、10%ということで計算をしております。

○川上委員

相手方はどこですか。委託相手。

○市民課長

これは、これからですね、予算をいただきまして、5年前と同様、プロポーザルで決定していきたいと存じております。

○川上委員

窓口業務委託について過去の実績についてはどうでしょうか。

○市民課長

過去の実績というのが、5年前に初めて行いまして、5年間の契約になっております。日本コンベンションセンターというところで委託をしております。5年間継続でございます。

○川上委員

それで従来なかったことをやったわけですよ。それで、継続しようとしているんだけど、その間の評価はどうかということなんです。

○市民課長

窓口業務委託につきましては、毎年利用者アンケートを取っております。アンケートのほうですけれども、職員の説明がわかりやすいですか。また、本日の窓口対応には満足されましたか、等ありまして、例年、毎年取ってる分は、ポイント数は若干ですけれども、上がっております。5点満点中の大体4.75から、4.8の評価をいただいておりますので、好評であると捉えております。

○川上委員

点数もいいんですけど、実際の市民の、来庁された市民の生の声はどういうふうにとめてありますか。

○市民課長

コメントもいただいております。大変スピーディーで親切で満足で助かりました。また、以前に比べて、親切でわかりやすかった。今後もこれくらいのサービスをしていただきたいなど、ポジティブなコメントをたくさんいただいております。ネガティブなポイントもいただいております。もう少し、番号呼び出し機と券売機を目立つようにしてくださいとか、市民のクレームと意見の違いが、クレームと意見の違いがわかるような職員になって欲しいと言うようなご意見をちょうだいいたします。

○川上委員

もともと公務を公務労働者でない人がするという、このシステムになったわけですよ。ここに本質があって、これによってどういうメリットがあったのかとか、市役所の公の仕事をする上でどういうメリットがあったのか。また、困ったことが起こらないのかということがあると思うんですけど。市としては、このシステムを、公務労働、市役所の中に窓口業務を民間に委託して民間に頼むというシステムを継続しようというその判断する時のそのポイントはどこなんだろうと思うんですよ。継続しようという考える判断ポイント。答弁できますか。

○市民課長

国のほうでも、民間にできることはできるだけ民間にということで、指針が示されております。それ以上、例えばマイナンバーカードのお手渡しとかいうのは、委託はしてはいけないというふうになっておりますので、そこは職員がやっておるところでございます。できるというところについて、民間委託をして、行革の兼ね合いもございまして、そこで、民間のサービス、ノウハウを生かしたよりよい接遇などをやっていけるところは非常に継続してもよいのではないかと判断いたしております。

○川上委員

同じ人間だから、公務員だとできないけども、公務員でなければできるということは、ほとんどないと思うんですよ。やっぱり、市役所を利用する、来庁される方に、公務労働の原則に合ったサービスを提供するということができれば、例えば、今おっしゃった守秘義務の問題とかがあるんだけど、そういうシステムを積極的に継続するについては、継続が望ましいという判断をどこかできちんとしないと、5年来たから次5年ですというようなやり方ではいかかかと思えます。窓口業務委託料は総額で2億8220万円ということになるわけですね。この金額はどのようにして算定されてるんですか。

○市民課長

この金額につきましては、5年前は職員10名臨時職員10名ということで従事員10名で算定いたしておりましたが、今回は、新庁舎での委託ということでございまして、いろんな仕事を市民課でやったほうがよいのではないかとということもございまして、まず、現在総務課で担任している記載補助業務ですね、こちらも市民課のほうでこの委託の中に入れていただきますし、納付書、証明書の発行業務、それから大きな仕事でございましてけれども、住所異動に伴うマイナンバーカードの指導とか、記載ですね、そういうところ。それから、環境整備課の配置が5階になりますので、ごみカレンダーの配布とか、し尿処理手数料の納付書の発行の業務など業務をふやしておりますので、16名程度の従事員ということで、予算組みをいたしております。

○川上委員

従前、この窓口では、現庁舎の窓口では10名でできていたものが新庁舎になると、16名必要だということなんです。

○市民課長

そうでございます。職員として10名で算出をして、その事務量としては、16名でしておりますけれども、実際ですね、窓口に来ております職員は大体22名ほど、パート含めてですね、来ております。業務はふえております、先ほど申しましたように、マイナンバーカード関連業務、それから納付書の発行業務、そして、総務課が所管しておりました記載指導の職員、そしてごみカレンダーの配布とか、し尿処理手数料の分でございます。ワンストップで市民サービスの向上になっていると判断いたしております。

○川上委員

新庁舎に移り、少し機構も抜うんでしょうけども、人数が10人から16人になると。そうすると、この委託料は単純に1.6倍になったというわけではないんですね。そうすると、先ほど過去の実績をどう評価するか、継続するかどうかについての観点というのが、要るんじゃないですかって言いましたけど、窓口業務を市職員で対応するという場合との比較検討というか、そういうことは、されてると思うんですけど、どういうふうになっていきますか。特徴は。

○市民課長

5年間の効果額で5600万円強あるということで、試算いたしております。

○川上委員

そのお金の計算は、市役所のほうはそうしたということなんですけど、その他の、お金

以外の観点というのはいないんですか。

○市民課長

民間のノウハウを活用いたしまして、例えば、2月、3月、4月ですね、こういうときには、たくさんの方の方を入れていただいて繁忙期には人を入れる。8月9月とか、7、8ですね、少しゆっくりにあるときには減らすというような細やかな対応を今、やっておりますので、そういうことは非常にお客様に対して、サービスが充実しているところであると思っております。

○川上委員

そういうことは、市のほうでもできることなんですよ。わざわざ民間ノウハウとか関係ないじゃないでしょう。繁忙期に市が職員入れればいんだから。判断の根拠としては、さっき5600万円と言われたんだけど、ほかにないのかと聞いたんです。ほかの観点はないんですか、市の職員で窓口業務をしないで、民間にさらに5年間委託しようという発想。

○市民課長

先ほどと同じ答弁になりますけれども、月単位ではなくて、時間単位でもパートの方をふやしたりとか、細やかなサービスが提供できております。そこは非常に大きく、大きなものだと思います。例えば、8時半からお客様がたくさん並んであるわけではなくって、10時から2時、3時までが忙しい、そこにパートの方を入れるとかですね、いうことでしていただいております。

○川上委員

それは、どれだけ民間の労働者を安く働かせるかという、そういう民間のノウハウということですね。そういうことですね。

○市民課長

捉え方によっても思いますけれども、主婦の方とかで、パートでこの時間だけは来れるということ、私も長時間の拘束ではなく、短い時間で有効に時間とお金を使いたいという方もいらっしゃると思います。

○川上委員

このくらいにしようと思いますけど、私は市の財政危機宣言とかはもうとっくに解除しているじゃないですか。行財政改革、本当の住民サービスの向上だとか、最小の投資で最大の効果を得るとか、そういうまともな行財政改革はいります。しかし、本来市がすべき業務を民間労働者の労働条件の悪化に頼って、官製ワーキングプアとか、ブラック企業とか、いろいろとありますよ。それにつながりかねない発想での、さらに5年間の窓口業務委託というのは、いかがかというふうに思います。責任が、覚悟がないんじゃないかと、市役所としては。指摘しておきたいと思います。

それから、穂波福祉総合センター、指定管理委託料について、この指定管理にかかわる年度協定書に規定する額を限度額とするというふうになっているんですけども、これは、どういう意味でしょうか。

○委員長

質問はわかりますか。

○財政課長

この指定管理委託にかかる年度協定書に規定する額ということでございますけれども、これについては、毎年協定を行って、その範囲内で委託を行っていくということで、金額の明示をいたしておりません。

○川上委員

話し合って決める額ということですか。

○財政課長

金額については、市としては、この予算組みのときに、きちんと内部の指定管理の委員会などで精査して、数字的なものはある程度詰めてはおります。

○川上委員

ある程度決めている額というところがポイントだと思うんですよ。公務労働者でやった場合は、これぐらいだから、指定管理の場合は最初からこれぐらいは引いていただきたいというような発想がマンネリ的になってないかという気がするんだけど、その辺はどうですか。

○財政課長

指定管理につきましては、業務の評価、あるいは金額の評価の両面にわたって行っております。そして、この更新時期に向かいましたときは、この金額を十分に精査をした中で、マンネリにならないに、今言われますように、振りかえったところを決算等を見ながら、決めていっているということでございます。

○川上委員

指定管理の目的の第1は、サービスの向上、充実ですからね。そして2点目に経営的な財政上の観点というのがあるわけですよ。どちらも大事ということなんだけど、民間に対しては、公務労働の場合にかかる費用よりも安くて当たり前と、このくらいなら許されるだろう、ここまでは厳しいかなというようなものの見方、考え方では、公務労働はさせられないんじゃないかというふうに心配をしております。なにか答弁はありますか。

○財政課長

言われますように、初めて指定管理するときには、当然職員が行っていたものについて、十分に精査してやっておりますけれども、その間に実際に指定管理を民間に委託をした場合には、ふえたところもあるし、見直したところもあるし、全部それを常に見ながら振りかえっております。今言われますように、サービスの向上だけではなく、危機管理とかそういったいろんな項目で評価をいたしております。そして、内容のサービスの向上、それと今言いますように、財政的なものも十分あわせて評価しながら、指定管理を行っているところでございます。

○川上委員

この項については、要望して、次に進みたいと思うんですけど、一般質問で私は市立病院の指定管理問題を取り上げましたね。市立病院の指定管理のシステムとこの場合はまた違うところもあろうかと思っておりますけど、この3つについて、先ほど言った2つの目的の第1、住民サービスにかかわる問題について、市が指定管理者との間で取り決めた内容が幾つもあるわけですよ。この間、15日の一般質問では、市立病院との関係では、管理運営協議会というのがあって、4つの協議項目があるんだけど、1と2はしているけど、3はしたことがないと。その他とかは関係がないという感じの運営状況ですよ。それで、はっきりしているんですよ。市立病院の場合だったら、協議のときに最初から、常任委員会と一緒にですよ。1項目、施設に関すること、2項目、管理運営に関すること、3項目、市民提案意見、4その他、これについて、今回、報告、協議事項があるかないか、これについてはない、これについてはあるということで、全項目にわたって列記をしたのちに、そういう審査をするのが普通なんです。それを市立病院の場合はしていないわけです。それを指摘したんだけど。今回の場合、この福祉センター、それから斎場、文化会館についても、肩の荷をおろすということじゃなくて、そうした観点で、第1の観点をずっとやっていくと。そのために必要な指定管理料というのが当然あると思うんですよ。だから指定管理にすれば安くなって、我が市政はお金を削っているから評価が高いというのは、誤解だと思います。思い過ぎしだと思うので、これは指摘しておきたいと思います。

それから10ページ、先ほど説明もありましたけれども、一般管理費の職員倫理審査会委員の報酬2万4千円ですけれども、これは、今から審査する条例にかかわるものとのことですが、人数は5人ということで、今後の活動予定、報酬も含めてお尋ねをします。

○人事課長

後ほど、ご説明申し上げますが、今回上程しております、職員倫理条例の中で、職員倫理審査会というのを設けておりました、その審査委員の方を5名というふうに決めております。この中で、外部の人間、審査委員の方を2名というふうに想定しております、2回審査会を開くという想定で、この金額を計上させていただいております。

○川上委員

外部というのは何ですか。それから外部があれば、3人は内部ということになるんだけど、それはどういうことですか。

○人事課長

外部の人間と申しますのは、飯塚市役所の職員以外の人ということでございまして、有識者を今のところ想定しております。内部の人間につきましては、今のところ部長級の職員ということで想定はしておりますが、まだ未定でございます。

○川上委員

これは先のことがありますので、この程度にとどめます。

それから児童福祉費で、先ほど保育士就職緊急支援助成金400万円について、質疑がございました。これは30人分なんですね。

○子育て支援課長

30人分としております。

○川上委員

私は6月議会で既に明らかにしておりますけれども、市はこの間、2度にわたり300万円の予算をつけたいということで、内部協議があったんだけど、それが実現しなかったんですね。その間に、待機児童は、国の統計のとり方にもよるんだけど、急速にふえ続けています。それで、今回、当時300万円ということだったのを、400万円として人数30人は変わらないんでしょうけども、理由というか、考え方について、お尋ねをします。

○子育て支援課長

福岡市、北九州市など16の大学、そして短期大学の保育士養成施設のほうに出向き、お話も聞いてきました。そうしましたら、飯塚市出身の学生が少ないということから、他市出身の保育士も呼び込めなければ、飯塚市の保育士の不足は解消できないということを考えまして、転居支援金というのを設けましたので、それで5人分20万円の上限の転居費用というのを盛り込みましたので、400万円という形になっております。

○川上委員

それは、わかりました。過去2年度にわたり、待機児童がふえ続けているときに300万円をだそうとしたんだけど内部の事情で予算計上しなかったという状況があったんだけど、今度400万円を補正で出すと。当初でも出さなかったのでしょうか。これを補正で出すというところは どうしてですかと、どういう発想かということを知っているわけです。

○子育て支援課長

4月から未利用児童というのが昨年度よりも30人多く、48名だと思うんですが、ふえております。そして、今現在でも8月1日で79名になっております。9月1日もふえておりますので、その現状を見て、保育士確保が必要だということで、9月補正で計上いたしております。

○川上委員

飯塚市議会側はですね、議会のほうは、この待機児童の問題について、昨年来、市民の声を聞いて、各党派、各議員から問題提起が繰り返し行われましたね。皆さん方は、当初予算の段階でも苦慮しておりますと、保育士がいないんですと。施設は要りませんか、私に対しては、そういう答弁しました。なぜ当初で出さなかったんですか。4千万とか4億円じゃないんですよ。400万のお金をなぜ当初で出さなかったのか。これを、今年の12月でも随分議論なり

ましたね。その時に市長含めて決断しておけば、4月の段階で45人も待機しなければならぬという事態は避けられたのではないですか。子どもの待機がふえてきたから、思い切った政策を取りました、400万円。本当ですか。ずっと無責任状態が続いてきて、子どもが今、8月1日で79人でしょ。9月1日はもっとふえていると、10月はふえるでしょ、12月。どれぐらいになるかわからない状況の中で先ほど、同僚議員が聞かれましたけど、30人、仮に保育士がふえたとしてどれぐらい克服できるんですかについては、わかりませんという答弁じゃないですか。どうして、今度400万という判断をしたのか、500万でもよかったわけでしょう。1千万でもよかったわけでしょう。だからなぜ400万なのかと、どういう発想でこういうふうになっているのかをお尋ねしてるんです。

○委員長

答弁できますか。

暫時休憩します。

休 憩 11:07

再 開 11:15

委員会を再開します。

○子育て支援課長

当初予算では私たちの認識が甘くて計上しておりませんでした。4月からの保育行政で厚生委員会のほうでも、たくさんの議論をいたしまして、そして本当に保育士不足による未利用児童っていうのが79人までふえている、これからもふえるということで、もう緊急事態だということになりまして、9月補正で400万ということを上げております。

○川上委員

私は、この助成金400万円というのは小さな一步前進だと思うんですよ。小さな遅過ぎた一步前進と。なぜかという、さっき言ったとおりなんです。3月でこの小さな一步前進はできたはずなんです、当初予算で。それは、なぜ決意できなかったのか、わずか400万円がこれで片づいてるわけではないんです。まさに小さな一步前進で、本当に保育士が確保できるかどうかまだわからない。一方で、保育士だけ確保できたとしても、施設的な意味でのキャパシティが、あと2年間待たないといけないみたいな話ではしょうがないでしょう。だからここは飯塚市の待機児解消、保育充実に向けた決意をやっぱり内外に示さなければ、よそより少し有利な制度がありますというぐらいでは、やっぱり来られないでしょうね。北九州は御存じだと思いますけど、20万円も貸与ですよ。そして2年働いたら、返済無用という。これは北九州市の工夫ですよ。飯塚は新しい工夫してるんだけど、やっぱり覚悟をね、全面的な対策の覚悟を内外に示さなければ、力にならない、小さな一步も力にならないではないかというに心配しますので指摘をしておきたいと思います。それから、それにも関わると思うんですけども、この保育所等における業務効率化推進事業費補助金1310万円。400万円の3倍以上の補助金があるんだけど、これは何ですか。

○子育て支援課長

保育所等における業務効率化推進事業費ですけども、私立保育園に対する補助事業で補助率4分の3で業務支援システムを導入することによりまして、書類作成等の業務について、ICT化を推進して保育士業務の負担軽減を図ることを目的としております。内容は園児の台帳作成や、保育指導計画、保育士日誌作成などとなっております。

○川上委員

今、保育士が子どもの状態を、丁寧に書いて、そして1日働いた親はそれを読むのを楽しみで仕方がない。一字一句で、親は一喜一憂するわけですよ。電話かけてみたりするんだけど、それをデジタルで入力するようにしようということなんですか。

○子育て支援課長

これは、園児台帳そして指導計画、保育日誌などでありますので、保育所の中で子どもさんたちの様子とか、身長体重とかを記録するものです。お母さんたちに見てもらうのは、連絡帳などでのやりとりかと思しますので、それは手作業でやっていかれるんだと思います。

○川上委員

それが、今でも仕事が大変で、保育士を辞めるかもしれないと、あるいは、なるのをためらっているという方々にとって、さらなる労働強化にならないように、よく気をつけておかないと、業務効率化だけでも、労働強化になっていくという、皆さんと同じですよ。そういうことになりかねないので、悪循環に陥らないようにしたほうがいいと思います。気をつけたほうがいい。

それから、11ページの生活保護システム改造委託料なんですけれども、どういうシステムなのか、お尋ねをしたいと思います。

○保護課長

現在、厚生労働省は、各自治体の生活保護の施行状況を集約するため、生活保護業務データシステムというオンラインシステムを、各自治体との間で連携しております。このシステムは、毎月、各自治体が生活保護の状況を調査項目ごとに入力することにより、全国の生活保護の状況を厚労省で把握し、それらを基礎資料として、社会福祉行政運営に活用したり、結果をホームページ上で公表しているところでございます。今回の補正は、その基礎資料の充実を図るために、システムの集計項目が追加されたため、それに対応すべく、自治体のシステム改造を行うものです。追加・変更される項目は、住宅の借用形態の細分化や床面積の追加、高齢世帯の現在までの経緯、就労収入実額の把握等でございます。この変更による、システムのテスト稼働が来年1月、本稼働が来年の4月となっておりますので、この時期の補正で対応させていただいているところでございます。

○川上委員

項目が付け加わるということなんだけれど、その意義というか、意味は何でしょう。

○保護課長

追加の項目でございますが、住宅の借用形態の細分化や床面積の追加、これにつきましては、大都市で多く見られます、貧困ビジネス、小さい部屋の中で上限の家賃をとると。そのようなことの把握ですね。それを防止するために、生活保護法の中では単身世帯で何平米以上というように、基準が新たに設けられるようになっております。そのようなものと、あとは、高齢者の現在までの経緯、これにつきましては、65歳以上が高齢者世帯となりますが、高齢者世帯になるまでの経緯ですね、年金がなくて、初めて生活保護を受けられたのか、過去からお仕事をされずに、このような高齢者世代で生活保護を継続して受給しているのか。このような形の調査が、主な追加項目となっております。

○川上委員

ですから、それはなぜかと。なぜそういうのを、国が飯塚の福祉事務所というか、生活保護課の状況を把握したがるのかと。どういういいことがあるんですか。

○保護課長

この調査につきましては、飯塚市のみならず、全国の自治体全てになっております。その全ての調査項目を集計して、生活保護、福祉行政等に活用しておりますので、本市のみの調査項目の変更というわけではございません。

○川上委員

もちろんそのように思っています。飯塚市だけだとは思っていません。貧困ビジネス対策なら、貧困ビジネス対策をすればいいじゃないですか。高齢者の福祉の増進、保護を充実させるというのであれば、そのように個別に対応していけばいいわけで、国がそれだけの情報を握って、何に使うんですか、国が。ものすごい金を使うでしょう、このシステム改造に。何に使う

んですか、この国は。そういう情報を握って。

○保護課長

これを何に使うかということですが、厚労省のほうからは、集計及び結果についてはホームページに掲載し、社会福祉行政運営のための基礎資料を得ることを目的として、というように、目的がうたわれておりますので、それに伴いながら、うちのほうはそのシステムの改造をするということでございます。

○川上委員

目的が貧困ビジネス対策だとか、高齢者を支えるということであれば、そのようにやればいいわけで、今回のこういうシステムの改造とか、無理にする必要がないんじゃないかなというふうに私は感じております。

それから、予防接種費なんですけれども、予防接種委託料が2503万7千円出ておるんですけれども、これは説明さつきありましたけど、もう一回お願いしていいですか。

○健幸・スポーツ課長

今回行います予防接種でございますけれど、本年の10月1日からB型肝炎ウイルス予防接種が定期接種として開始をされます。これの対象者がゼロ歳児のみを対象としております。その分が法定分ということでございますが、今回それをさらに1歳児まで拡大したものの、対象とするもので、今回あわせて予算計上させていただいております。

○川上委員

これは法定なんだけども、国はなぜ1歳未満だけを対象にしているんですか。

○健幸・スポーツ課長

国が予防接種の検討会におきまして、その効果と対象者等を検討した結果、今回の定期接種はあくまでもゼロ歳児のみを対象として実施するようというところで決定がされております。ですので、国のほうの定期接種の範囲内についてはゼロ歳児のみということでございます。

○川上委員

私がお尋ねしたいのは、医学的な観点からのことなんです。国が1歳未満を対象として、予防接種対象として適切という判断をしてる医学的な根拠ですよ。国は1歳まですれば、したほうがいいんだけど、お金がないから1歳未満にとどめたということなのか。それとも医療の観点から1歳未満にとどめるということなのかお尋ねしたかったんです。

○健幸・スポーツ課長

今回、B型肝炎でございますけど、出生後に水平感染といいまして、親や親族から、例えば口移し等によりましてうつることを予防することを目的としております。ですので、ゼロ歳児の場合にウイルス感染を、水平感染をいたしますと、早いうち、ゼロ歳児のうちにはほぼそのままキャリアになると。ですので、大人になると、それから30年40年たったのちに大人になってB型肝炎を発症するということが非常に高くなりますので、それを予防することを目的に、ゼロ歳児を対象としております。ただ、それが1歳児、2歳児、3歳児と成長していくにつれて免疫が高まりますので、そのキャリアになる率が落ちていくということから、今回はゼロ歳のみを国が対象としておりますが、実際には1歳児でありましてその予防接種の効果はかなり見込まれると思われることから、飯塚市では1歳児まで今回対象にするというふうにしております。

○川上委員

国のほうについてはその説明は聞いておきます。それで飯塚市が2歳未満、1歳だけでしょ、独自にやろうとするのは。それを判断した医学的な判断ポイントというのはどういったことでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

先ほど言いましたようにゼロ歳児では9割がたの子がキャリアになるというふうと言われて

おります。今回、1歳児は大体50%の子が感染するとキャリアになると。4歳、それから2歳、3歳となりますと40、30というふうに落ちていくというふうに思われますが、そのところから1歳児におきましてはかなり効果があるというのは、先ほど申しましたとおりでございますけど、2歳児になりますとやはりそこら辺は落ちていくと。そうなりますと、本来であればその2歳児、3歳児というふうに拡大をしていくということも一つの方法としては検討がされるところですが、実際にはその分につきましては相当の財源が必要となります。そのため、今回につきましては1歳児のみを対象とするということにさせていただいております。

○川上委員

1歳のお子さんに接種することの意味合いを言われたんだと思いますけれども、それは根拠資料はなんですか。1歳で接種するとこういう効果があるとかいう根拠資料。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:32

再 開 11:32

委員会を再開します。

○健幸・スポーツ課長

根拠資料ということでございますけれども、いろいろな医学界のほうでの研究等の資料をいただきますとともに、県のほうから情報提供や、実際に先生方のほうから、いろいろなお話を伺った中で整理をしますと、今言った話になりますので、例えば文献とかその研究発表されたものっていうのがまとまってということでございませぬので、手元にそういった資料といえるものはちょっと持ち合わせをしておりますのでよろしく願いいたします。

○川上委員

どこに行ってもその説明をするんですか。親が1歳の子連れて、これはどういう効果があるんでしょうか、副作用の心配とかないんですかと言われたときに、今のような説明するんですか。

○健幸・スポーツ課長

今回、制度設計をするに至りましては、そういったことを根拠としておりますので、そういったご説明を差し上げることになると思います。

○川上委員

それは無責任ではないですか。県から聞いたとか、研究者が総合的に考えましたとか、争いになったときに耐えられないでしょう。国の1歳未満という判断が正しいとか、正しくないとかいうことも別にあるかもしれませんが、飯塚市が上乘せで1歳まで行きたいというのであれば、その安全性の確認とか、医学上の効果、リスク等について、1歳の子どもの体に入れるんですよ。今言ったような答弁で、そんなことできないんじゃないですか。答弁ができるなら、聞きたいと思えますけど、できますか。

○健幸・スポーツ課長

薬の安全性につきましては、国のほうから確認をしたということで、定期接種と今回なっております。今回、ただいまご説明を差し上げておりますのは、あくまでも今回、飯塚市が独自で対象者を拡大するに当たって、どうして1歳児までにしたかということについては、今のようなご説明を差し上げるところになるかというふうに思っております。

○川上委員

何かあったときは、保険が聞くから対応できますみたいな話では、やっぱりだめだと思えますよ。国が1歳未満のお子さんについての安全性とリスクについて、明確にしているでしょう。いいところだけは言っていないですよ。市が独自の上乗せをやるのであれば、そのところをはっきりしておかないと、だめだと思えます。

それから12ページ、小学校費と中学校費とあるんですけども、それぞれ学校内の情報機器設定委託及び教材備品費と計上されていますが、この教材備品というのは、どういうものなのか、お尋ねします。

○学校教育課長補佐

この教育備品と申しますのは、電子黒板、いわゆる電子情報ボード、またはe-黒板とも言われております。使用の目的としては、画面が操作でき、書き込みができる。また、書き込んだ内容を保存することができるという形で使わせていただきます。

○川上委員

それはどこにつくるんですか。どこに設置するんですか。

○学校教育課長補佐

各教室に設置をする予定でございます。

○川上委員

いや、それは多分教室だろうと思いました。小中一貫校にだけということなのか、それともそれ以外の全校に設置するのかということなんですけど。

○学校教育課長補佐

これは、全校に設置する予定で考えております。

○川上委員

この電子黒板は、相当ネット上でも宣伝されています。全国的に普及状況はどうですか。

○学校教育課長補佐

現在のところ、正式な数は出しておりませんし、各地域で取り組んでおりますが、それは公開されていない部分もありますので、現在のところ情報をつかんでおりません。

○川上委員

飯塚市の教育について、学力が少し上がっているというようなことで、報道がされていますけれども、飯塚市の教育行政について、今最大の特徴は全ての子どもを小中一貫体制に組み込んで、短期間のうちに、そして多くの部分で施設一体型のモデルケースになっているんですね。何百億円もお金をかけてやっているわけですよ。全国でまだその効果が十分試されていないこともどんどんやっていっています。こうした中で、一つ一つ国が言うからとか、業者が言うからではなくて、一つ一つ現場の声も聞きながら、現場というのは子どもの声もありますけど、学校の先生の声も聞きながら、本当にこの電子黒板というのが、今この時期に必要なのか。そういうことについて、どういう判断されたのかお尋ねしたいと思います。

○学校教育課長補佐

電子黒板の件なんですけど、私も昨年まで中学校の教員をしておりまして、電子黒板のありがたさというのは、非常に痛感しております。まず大事なことといえば、画像が保存されますので、それを次の時間の授業のときには、復習として必ず、その画面が使える。また、生徒の意見を拡大して提示できる。そのように授業に生徒たちを集中させて、共有させる部分では非常に効果がある機材だと考えております。

○川上委員

そうすると全国的な状況、教訓は全然つかんでないんだから、これによる、従来からすると、マイナスの面が生じたとかいうのは、つかんでないんでしょうね。

○学校教育課長補佐

デメリットとしては、今研修を教員のほうも積んでおりますが、ただ、導入段階だけで使って、そのまま終わらせるというようなこともありますので、何の目的でこの電子黒板を使っていくのかというのを、教員に研修を積み上げておける次第でございます。

○川上委員

今、先生たちの一番の悩みはなんですか。子どもと遊ぶ時間がない。一緒にいる時間がない

というのが一番の悩みじゃないんですか。それで、さまざまに学校現場まで、教育委員会、文科省といってもいいと思うけど、これを出せ、あれを出せということで、ずっと管理が行き届いていっているじゃないですか。それでもう疲弊していますよ、多くの教員の人は。そういう状況の中で、先ほど言ったような大変化が、今、飯塚市の教育現場で起こっているわけでしょう。小中一貫校を含めて、施設一体を含めて。そういう中で、この電子黒板の研修をしてもらっていると言われたけども、全校で全てのクラスに設置するわけでしょう。全教員がこれを習熟しないとイケないじゃないですか。大丈夫ですか。その辺の判断はどうされていますか。

○学校教育課長補佐

たしかに教職員、非常に激務と言われておりますが、まずは子どもたちにわかる授業をしていく。これが一番生徒指導の一つにもなると思うんですよね。そういう上では、わかる授業をしていくということは、後々、教師の負担も軽減していく部分にもつながると感じております。

○川上委員

申しわけないけど、今のは意味がわかりません。それで、これは発注というか、取得についてはどのように行うんですか。

○学校教育課長補佐（総務担当）

発注につきましては、5月に一度、電子黒板とタブレットを購入するときに行った状態と同じように、契約で入札発注をするつもりですが、前は、電子黒板と周辺機器と分けて入札を行いました。今回につきましても、まだ契約のほうと予算もついておりませんので、話し合っておりませんが、できるだけそのような方向で進めていきたいと思っております。

○川上委員

話し合っていないというのは、どこのことを言われたんですか。話し合っていないというのは。

○学校教育課長補佐（総務担当）

市長部局のほうと、契約入札については行っていただくようになりますので、予算がつかいからの話になるかと思えます。

○川上委員

スケジュール、予定はどうなっていますか。

○学校教育課長補佐（総務担当）

スケジュールにつきましては、9月補正が議会で議決されましたあと、早くても11月ぐらいには購入を行って、学校のほうに11月には降ろしていきたいと思っております。

○川上委員

地元の業者の方が受注できるような分離分割発注というのは、どのように考えていますか。

○学校教育課長補佐（総務担当）

学校のほうで異なる情報機器が入ったりする場合に、混乱が生じたりするのがちょっと困るということもありますので、電子黒板と、それと周辺機器ということで業者を分けて行いたいと思っておりますけれども、当然、市内業者がたくさん入札に参加できるような体制はとっていききたいと思っております。

○川上委員

それは分離分割でいくということになりますか。

○学校教育課長補佐（総務担当）

できる限りというところで考えております。

○川上委員

この間は、この分離分割の市の方針、国の方向性に反して一括とか、それから新庁舎の場合は、3億円の随契ですからね。そういうことがないようにしてもらいたいんですけど、そういうことはないですか。

○学校教育課長補佐（総務担当）

できる限りしていきたいと思っております。

○川上委員

くどいけど、そのできる限りというのは、できる限り一括発注はしないということですか。それともできる限りまで分離分割をするという意味ですか、どちらですか。

○学校教育課長補佐（総務担当）

すいません、言葉が足りませんでした。前回のようにできるだけ分離分割ができるような方向でしていきたいと思っておりますが、電子黒板と電子黒板の周辺機器を分けて発注するという形をとる方向で進めていきたいとは思っております。

○川上委員

電子黒板は一括という答弁ですか、今のは。

○学校教育課長補佐（総務担当）

5月に電子黒板を発注いたしましたときに、やはり同じように1業者で分割せずに発注いたしました。その場合は、電子黒板の周辺機器も一緒に本当は入札するはずで進めていたんですけども、市内業者が参入できるようにということで、少なくとも学校別ではなくて、物別で分離をして発注いたしました。

○川上委員

そうすると、電子黒板は市内全体が1つの発注と。それから周辺は1つの発注ですと。設定委託も1つということなんですか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:50

再 開 11:51

委員会を再開します。

○学校教育課長補佐（総務担当）

先ほどの件ですけれども、市長部局のほうの契約のほうときちんと話をし、協議しながら、分離分割についてもどのような方向でするかを進めていきたいと思っております。

○川上委員

市長部局に聞きましょうね。5月のとき、あれが分離分割ですか。あの程度で分離分割って言えるんですか。それを踏襲してるだけでしょ、教育委員会の答弁。だから教育委員会の答弁じゃないですよ、もともと。市長部局の答弁でしょう。だから、分離分割、競争力働かせるというのであれば、いろんな工夫ができるでしょう。学校ごととか学校グループごとだとか、どうしてそんなに一括発注にこだわるんですか。安くなるんですか。一括で、電子黒板発注したら。お尋ねします。

○総務部長

お尋ねの一括発注の効果ということですが、まだ決まっておきませんので、前回もいろいろご意見をいただいたところでございますので、十分に協議をして契約をしたいと、入札をしたいというふうに思います。

○川上委員

総務部長が一括発注の仕方について協議するという答弁ですか。

○総務部長

一括発注にするか、分離分割というふうにしていくか、何も決まってないということでございます。

○川上委員

だから、あなたが最初から答弁立てばいいじゃないですか。そこから質問始まるんですよ。

だから、この間の新庁舎建設、それから学校の機器などについて、ひどい状態に今なってるじゃないですか。それ繰り返すのかと。だから今から検討とかじゃなくて、それは検討するでしょう。そういうひどいことをしてはならないんじゃないですかと言ってるわけです。一括発注のメリットに何があるのかとだから聞いたでしょう、安くなるんですかと聞いたじゃないですか。一括発注に何のメリットがあるんですか。答弁してください。

○総務部長

情報機器等につきましては、ネットワーク等々のいろいろな問題がありますので、そういったところを勘案して、どういった形で発注するかということを検討していきたいというふうに思っております。

○川上委員

明確に地元業者のための分離分割発注というのを言うべきですよ。そして、競争力働かせください。弱い者同士でもいいですよ。強い者同士でもいいですよ。競争力が働くように、公平性が働くようにする必要があります。一括発注でいくか、それ以外でいくかを今これから考えますとかいうのはね、最初からルール外れてますよ。飯塚市の物品調達でも、公共工事でも、地元のために分離分割発注というのは原則じゃないですか。国だって要求していることですよ。だから今から一括でいくかどうかどうするか考えますとかいうのは本筋踏み外しているというふうに思います。

伊藤伝右衛門邸の保存整備工事730万円なんですけれども、これはどういう整備をするんですか。

○文化財保護推進室長

工事の内容ですけれども、大きく分けて3カ所になっております。2カ所は、ちょっと図面はございませんけれども、西座敷の壁のひび、それと子ども室の壁のひび、それと事務所棟、道に面しております外壁のひびの補修工事になっております。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、「議案第98号 平成28年度 飯塚市一般会計補正予算(第4号)」について、反対の立場から討論いたします。予算計上の中には保育所入所待機児童解消のための一定の努力があるものの、一方で窓口業務委託についてこの間の委託についての十分な評価等継続についての判断が弱く、さらに生活保護システム改造委託料の計上には理由がありません。そして、3点目には学校内情報機器設定委託料及び機材備品費については、整備についてやみくもに反対するものではありませんけれども、その発注の方法について、地元重視、分離分割発注の覚悟が執行部に見られないので、賛成することができません。以上で討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第98号 平成28年度 飯塚市一般会計補正予算(第4号)」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 12:00

再開 13:00

委員会を再開いたします。

「議案第100号 飯塚市職員倫理条例」を議題といたします。執行の補足説明を求めます。

○人事課長

「議案第100号 飯塚市職員倫理条例」について補足説明をいたします。議案書は1ページでございます。

本条例は、職員が公務員として倫理を保持するとともに、その公正な職務を損なわせるような行為の防止を図ることにより、公務に対する市民の信頼を確保するための措置等を定めるため、提案させていただくものでございます。

また、本条例は、平成27年第7回市議会定例会におきまして、決議をされました「飯塚市議会議員の政治倫理に関する決議」の中で、飯塚市政治倫理条例にうたわれております「政治倫理基準に違反して、市職員等に働きかけを行い、職員の公正な職務を損なわせるような行為に対処するための制度を、早急に創設するように」との、強い要望を受けまして、平成19年度から運用してございました「飯塚市職員倫理規程」の内容を、当該要望にも対応した内容とするため、さらに精査し、条例として制定するものでございます。

ただいま申し上げましたとおり、この条例案は、現行の「飯塚市職員倫理規程」をベースに、主に理念的部分や、趣旨の骨格部分を盛り込んだもので、その他、子細にわたる部分につきましては、規則に盛り込む予定といたしております。

また、本条例案の特徴といたしまして、「飯塚市職員倫理規程」にはなかった部分といたしまして、まず「管理監督者」、これは、多くの場合、所属長に当たると考えますが、この「管理監督者」の責務を規定いたしまして、一般職員の最も身近で重要な相談相手となるとともに、当該職員を保護し、また、上級職への適切な報告と連絡の役割を担うことといたしております。このためには、日頃から相談しやすい、風通しの良い、上司と部下の関係構築によって、一つの副次的効果として、未然にさまざまな不祥事を防ぐことはもとより、職員が職務を遂行するに当たり、その心身健康保持にまで、効果が及ぶところも狙いとして、期待しているものでございます。

もう1点、本条例案の特徴といたしまして、これも「飯塚市職員倫理規程」にはない部分でありますが、職員に対しまして、その公正な職務の執行を損なわせるような、いわゆる「不正な働きかけ」が行われたと見られる場合、それを審査する機関として、「職員倫理審査会」を設置することといたしております。これにより、当該働きかけを行った者が、市長等4役または市議会議員であった場合で、飯塚市政治倫理条例第4条に規定される、政治倫理基準に違反すると判断された場合は、同条例第5条の規定に準じ、政治倫理審査会への審査請求があったものと見なされ、当該審査に付されることとなるものでございます。

以上のことより、本条例案は、職員の公正な職務を損なわせるような行為に対処し、また、その抑止効果も有する制度として、ご提案申し上げます。

それでは、議案書に沿って、逐条の説明をさせていただきますが、いわゆる「不正な働きかけ」に対応する規定に当たります第8条から第12条までの説明につきましては、本日お手元にお配りしております、「職員倫理条例・不正な働きかけに対するイメージ」と書かれた資料によりまして、後ほどご説明申し上げます。

では、まず、議案書をごらんください。1ページでございます。

まず、第1条には条例の目的を記載しております。内容につきましては、冒頭、申し述べました「提案理由」と符合するものでございます。

第2条は用語の定義でございまして、「職員」及び「任命権者」が地方公務員法上の定義である、一般職及び「任命権者」であることを規定いたしております。

次に議案書、1ページが一番下から2ページ目にかけてでございますが、第3条及び第4条は、任命権者及び管理監督者について、それぞれの職責に応じた責務を規定いたしております。特に管理監督者につきましては、先ほども申し上げましたとおり、職員の身近な相談相手として、また、所属職員の人材育成の中心的な役割を担う者としての観点からも、適切な指導及び監督を行うことを規定いたしております。

第5条は倫理行動規準でございます。9項目にわたり、職員が市民全体の奉仕者として、第1号では、不当な差別的取り扱いの禁止、第2号では、職務に関係する、あらゆる事柄につきまして、私利私益のための利用の禁止、第3号では、職務行為又は職務に密接に関連する行為につきまして、金品の贈与等、疑惑を招く行為の禁止、第4号では、効率的な事務処理の推進、第5号では、いわゆる「不正な働きかけ」に対する対応を示したものの、第6号では、公益の実現のために全力を挙げるという公務員の本分を示したものの、第7号では、私的時間においても、公務員としての自覚と責任を持ち続けなければならないということ、第8号では、職員は、みずからその資質向上に意欲的であるべきという行動規範を示したものの、第9号では、職務上の説明責任はもとより、あらゆる人々との適切な対話によって、そのニーズを測り、問題の解決に当たるといった基本的姿勢を示したものの、以上9項目となっております。

次に、3ページに移ります。第6条につきましては、第5条の倫理行動規準を踏まえまして、市民の疑惑や不信を招く行為の防止に関する「職員の遵守すべき事項」を市長が定める旨を規定したものでございます。

第7条が「不正な働きかけの禁止等」でございます。また、「何人」もみずからまたはほかの者を介して、公正な職務の執行を妨げる行為等を行わせ、その権限を不正に行使させる働きかけの禁止を規定いたしております。

それでは、お配りいたしております資料のほうをお願いいたします。この資料は、「飯塚市職員倫理条例」におけます「不正な働きかけ」が発生した場合の事務手続きを示したイメージ図でございます。

まず、図の左下に二重丸、楕円形でございますが、ここで囲まれたところですが、ただいまご説明申し上げました条例第7条に規定いたしております「何人」から、図の一番下に記載しております「職員」に対しまして、①の矢印ですが、「不正な働きかけ」があった場合、職員は、②の矢印になりますが、この働きかけに応じることなく、拒否するとともに、職員から、今度は、「管理監督者」、「管理監督者」の場所は少し色がつきました一点鎖線で囲まれた部分の真ん中あたりにございますが、職員からの上向きの矢印、右から2つ目になりますが、③の矢印になります。「不正な働きかけ」の報告を行うことを第8条第1項に規定いたしております。

次に、「管理監督者」は、「職員」より不正な働きかけの報告を受け、「不正な働きかけ」に該当する場合は、第8条第2項に規定しておりますが、④、中央の下向きの太い矢印でございますが、「不正要求等報告書」の作成指導を行いまして、職員は⑤の矢印、その左側の上向きの矢印でございますが、「不正要求等報告書」を作成し、「管理監督者」を経て、ちょうど図の中央部にございます「任命権者」に⑥、上向きの矢印になりますが、この「報告書」を提出することとなります。提出を受けました「任命権者」は、今度は下向き、⑦の細い矢印でございますが、職員に対しまして指導その他必要な措置を講じるとともに、第8条第3項の規定によりまして、「任命権者」から、上向き、⑧の矢印でございますが、その上のほうに記載しております「市長」に報告書の写しを送付いたします。送付を受けました「市長」は、今度は図の左側、細長い二重線の枠で示しております「職員倫理審査会」に、⑨、左向きの矢印になりますが、第8条第4項の規定によりまして審査を求める流れとなります。

この「職員倫理審査会」の設置等につきましては、第11条に規定しておりますが、その設置規定を第1項に、また、その審議内容が市長の諮問によるものであることを第2項で、さら

に、会議に必要な説明や資料の提出についてを第3項で規定いたしております。委員の構成につきましては、条例におきましては、有識者を含む5名とだけ第4項で規定しておりますが、資料に記載のとおり、うち2名を有識者というふうに規則で定める予定といたしております。また、任期は2年でございます。

次に、審査会が不正要求等審査報告書の審査が終わりますと、右向きの矢印⑩になります。審査報告書を、第11条第2項に規定によりまして、「市長」に提出することになります。

審査報告書の提出を受けた「市長」は、下向きの矢印⑪になります。審査報告書の写しを送付するとともに、必要な措置を指示いたしまして、指示を受けた「任命権者」は、第12条第1項に規定によりまして、結果の公表等、必要な措置を取るものといたしております。

以上が基本的な事務手続きの流れでございますが、ここで、資料の左上、白抜きの⑩の四角の枠をごらんください。職員倫理審査会の審査の対象となりました「不正な働きかけ」をしたとされる者が、飯塚市政治倫理条例に規定されております。市長、副市長、上下水道事業管理者、教育長及び市議会議員の場合であって、その事案が、飯塚市政治倫理条例第4条に規定されております政治倫理基準に違反する疑いがある場合につきましては、「職員倫理審査会」はその旨を「市長」に報告し、その右側の枠、白抜きの⑪、四角の枠の中になります。ここに記載のとおり、飯塚市政治倫理条例第5条の政治倫理に係る審査請求があったものとみなされ、飯塚市政治倫理条例の関係規定が適用されることとなります。

さて、本条例のもう一つの特徴でございます。条例第9条「倫理監督者」でございますが、条文にもございまして、「職員の職務に係る倫理の保持を図る」という、この条例に規定されております内容を包括的に掌理する役割を担っているわけでございますが、資料の右下のほうをごらんいただき、少し色が着いた部分で右手に張り出したところに記載しております「倫理監督者」のあたりをごらんいただきますと、図の一番下の部分、「職員」の枠から右に流れております、白抜きの④の四角の枠になります。職員が当初に「不正な働きかけ」の報告を「管理監督者」に行った結果、その「管理監督者」の判断にかかわらず、当該職員からの相談を受け、その事案を精査し、その結果いかんによっては、この「倫理監督者」のほうから上のほうに流れていきます。白抜きの⑤で「管理監督者」に対して不正要求等報告書の作成指導を、また、下のほうに流れた場合は白抜きの⑥の四角の枠の中ですが、職員に対してフィードバックをするという、「職員」とりましては、「もう一本、別ルートの報告ライン」があるという非常に重要な役割も担うことになっております。

最後になります。不正な働きかけを受けた職員が、報告しやすい環境を確保することも重要でございますので、条例第10条におきまして任命権者、管理監督者は当該職員が不利益な取り扱いを受けないように適切に対応することを規定いたしております。また、議案質疑でもお答えいたしましたとおり、第6条に規定いたします「禁止行為等」に違反した職員につきましては、違反の内容を、個別、具体的に精査いたしまして、第13条の規定に基づき、地方公務員法の規定による懲戒処分等、人事管理上必要な措置をとることとなります。

以上で、「議案第100号 飯塚市職員倫理条例」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

私が一番気になるのは、倫理規程からこの条例案に発展させる、充実したといわれる第4条、管理監督者の設置の問題なんです。この管理監督者というのは実際的にはその職員の上司になるわけでしょう。そうすると、業務上の管理下にあるわけですね。一方で、この倫理行動基準に関しても、その上司の管理下に入るわけですね。また、みずから報告しないと。そうすると、風通しのよいという職場関係をというふうに期待されてることとは逆に、

この職員と上司の間の緊張関係ってのが不必要に大きくなるのかという心配をするんですよ。それは一方で、日常的に目の前にいる課長なら課長から職員は管理監督を受け、そして当たり前といえば当たり前なんだけど尋常でない精神状態に追い込まれる危険性もあると思います。一方で、この管理監督者というのはそういう目で職員をこれまで以上に見なければならぬ、管理しなければならぬという責務の大きさというのが来るわけですよ。一つ一つの職場にこういう管理監督者を置かなければ、この職員の倫理行動基準というのは守られないのかというふうに思うんですね。ここに概念図とかイメージ図がありますけれども、職員が職務に関して第三者から不当なことを要求された場合、この管理監督者を飛び越す形で、あるいは管理監督者なしで問題を提起することができるルールが、この管理監督者、よく考えた上でのことだと思うけど、逆効果になってないのかと。直接のほうがいいんじゃないのかというふうに思うんですよ。そちらのほうが不利じゃないか。職場でにらみが変に効いて逆らえないと。何の基準違反もないのにほかのことで物が言えなくなるような空気が職場に生じないか、それを心配しております。おそらく倫理監督者というのは、監督者だらけになってくるんだけど、これ以外にも人権尊重推進委員とかいるでしょう。管理監督されてるわけね、そういう立場からも。それで、この倫理監督者という立場からも監督を受けるようになってくるわけですよ。この倫理監督者の設置というのは、私が今指摘したようなことを緩和するという意味合いで第2ルートというか、開いたというようなことだと思うんだけど、それよりは、私は、市長を信じて、市長に直結で物を言うルートをつくったほうがいいんじゃないかと。大岡越前の場合は江戸市民との関係で直接目安箱をつくったんだけど、これが一番安全ですよ、物言う場合。自分の業務成績を決めるような、人事評価も決めるような課長に四六時中見られていて、その課長だって心配でしょう、お互いそういう意味では。その人に言って何かいいことがあるかどうかということもあるかもしれない。監督者の苦しみもあるかもしれない。だから、私は、こういう中間的なものをつくと市民のために、苦勞しなければならぬことを忘れて、組織の異常なぎくしゃくしたものに、気を遣って病気になっていきかねない、ともすれば。という心配をするんですけど。そういう議論はありませんでしたか。

○人事課長

委員おっしゃる意味合いも理解できるところでございますが、今回の管理監督者を間に据えたのは、やはり管理監督者が最も身近な相談相手として職員との間に、そういった良好な関係を築くようなきっかけをつくりたいというのが一番大きな理由でございました。去る5月16日の総務委員会の際に不祥事の報告をいたしました。その時に管理監督者から過剰なプレッシャーを受けてその職員が困ったのではないかなというようにご指摘も受けまして、ああ、そうだなと、そういうことも考えられる、これからは、人材育成という観点からも、管理監督者と一般の職員との間を緊密なものにして、そういった上で、人材育成も含め、そういった効果も考えながらするためには、ちょうどいい、これがいいきっかけになるというシステム、ルートであるというふうに考えております。それともう一つおっしゃいました倫理監督者の存在でございますが、どうしても委員おっしゃるように上司と部下の間柄がうまくいかないといった場合につきましては、倫理監督者という、もう1本のヘルプラインはつくっておりますので、そちらのほうで何とか対応をするようにという制度設計でございます。

○川上委員

これはですね、苦しんだ職員が市長に直接、こういう事情がありますというのを訴えることを抑制するシステムになりかねない。自分は管理監督でしょう。部下が自分を通さないで、市長に直接言うたんかと、それ条例違反じゃないかと。なぜ自分に言わないのかと。いや、あなたを信用できないからですと。倫理監督者は信用できるんですか。あなたも信用できない。そういうとき市長に直接訴えることができない。訴えると、条例違反になると決まっているじゃないですか、これだと。だから、想定外のほうに、これは直ちに機能していくと思います。し

かもね、不正な働きかけが行われて、不正が起こってしまうとき職員から不正が起こってきま
すか。権限のあるところに働きかけてこられるでしょう。上から声かけられますよ。だから、
そのもとで職員は苦しむんじゃないですか。だから、職責のある人に職員が苦しんでいますと
いう報告をするルールというのは、普通考えられないです。飯塚市のこととは言いませんけれ
ども、だけとは言いませんけど、議会終わるとお疲れさん会を職員とするでしょう。定例的に
やるじゃないですか。そして、別の機会でも、けんかする必要ないから、職員と議員が仲良
くなったりする場合もあるでしょう。しかし、そういう一つ一つの積み重ねが5年、10年、
20年、職員はみんながっていうわけにはいきませんが、経験を積んで能力を高めていけば、
重要な職責につくし、そして、それは権限を持つわけですよ。その間ずっと、当初は変なこと
考えてない人でも、自分の付き合っている職員がだんだん権限を大きく持ってくるようになる
とね、そのようにして意図的にか意図的でないかにかかわらず、癒着っていうのはずっとつく
られていくわけですよ。構築されていく。既にそれがあつたことを想定して考えた場合は、非常
に危険な機能、システムになっていくんじゃないのか。まじめな職員ほど苦しんでいくんじや
ないか。だから直接ね、今制度があるでしょう。市長に直接訴えていく制度が。訓令の何号と
あるじゃないですか。11号ですか。12号ですか。市民からいろんな意見とか苦情とか聞いた
時は文書にして報告しなければならないというのは、余り守られていない。訓令とかいう言
葉を本当に久しぶりに聞きましたけど、飯塚市に来て。そういうのあるんですよ。だから、こ
れによらなくてもね、これというのは管理監督者、倫理監督者によらなくても、職員はこの倫
理行動基準を守る努力ができると思います。課長などの職責者は、監督管理者にならなくても
ここに書いている役割を発揮できるはずですよ。ですから、私は、この4条ないし9条というの
は、その制定すると直ちに逆回転して、職員は物が言いにくい職場環境になりかねないとい
ふふうに思うんですけど、皆さんは職員の声を聞いての提案ですか。

○人事課長

初めてつくって、運用しようとしている制度でございますので、どういったケース、今委員
がおっしゃったような不都合なケースが発生するかもしれませんが、今後は、そういったケー
スがないように、周知、研修も行っていきますし、こういった場合はこうしたらいいんじや
ないかというようなそういった意見が出ましたら、制度でございますので、改良して、良い方
向に進めていきたいと。必ずしも委員がおっしゃるような悪いことばかりではないというふう
に考えてこの制度をつくっております。

○川上委員

じゃあね、飯塚市、合併前の話もありますけど、合併して職員が不正行為を行ったとい
うことで、追い詰められて、自殺された方もいますよ。家庭壊れた方もいますよ。今度の
条例でそういう事態を防げますか。その野放図な、不正働いた人もいます。しかし、苦し
んで苦しんでという人もいて、課長なり上司が前後の関係見ればわかるわけですよ、お
かしいねと。ちょっと話を聞こうということで、対応できた事例もあると思います。それが
されなかったわけですよ、私が見るには。そうしておいてね、権限のある、働きかけが
あるとすれば、自分より上司にある可能性がある。自分に働きかけがあつたときはね、
上司にもあつてますよ。普通、逆でしょう。上司に先にあるでしょう。権限のない
ものに何で働きかける。上司が逆に部下に働きかけたりもするでしょう。理屈から
言えば、自分はこういう働きかけを受けたんだけど、自分ができないことであるん
ですよ、長でも。で、部下に命じなければならない。部下は、何でこの課長ないし、
課長と言ったら具合悪いけど、その上司がこういうの要求するんだろうか。何
でこういう仕事をするんだろうかと。思ったときは、その人、管理監督者です
から。自分は直接受けてないけど、あなたから不正な働きかけ的なものを受けて、
首ひねってるんですけどということになる。それは倫理監督者からかもしれませ
ん。過去の、飯塚市の、事例を今度のことで、防ぐことができるのか。私はでき
ないと思います。むしろ下手をすれば、逆回転する

危険性が高い。どう思われますか。

○人事課長

まさに、そのためにも、管理監督者それから部下の関係を良好にしていくための取り組みももちろん行ってまいります。倫理監督者のお話もありましたが、倫理監督者を通じて別ルートでの持ち上がりというのでも十分考えております。それから、管理監督者のほうに働きかけがあるんじゃないかと。そういうケースにつきましても、もちろん考えました。その場合は管理監督者が一職員として、さらに上司に対して同じルートで訴えていくというようなことを考えてます。その場合は、その上司と管理監督者の間の間柄がそういった良好な関係であるように、そのような職場づくり、組織づくりを考えていきたいと。もちろんこれは容易なことではないかもしれませんが。人間と人間のことでございますので、好き嫌い、それからいろんなことがあるかもしれませんが、そういったものを乗り越えて、飯塚市として1つの目標を達成するために、全員で協力していくような、そういった組織づくりを目指していきたいというふうに考えております。

○川上委員

管理監督者が働きかけられる可能性は非常に高いですよ。職員よりも。その方が条例上は任命権者に報告するようになってますね。この場合もね、任命権者から頑張れと言われる危険性あるわけですよ。どこの業界でも大体予定価格も最低制限価格も公表してるわけですから、その他の要求は任命権者にいく場合が多いわけです。本当は。任命権者は、だれとかさんから頼まれたから、ちょっと部長頼むねとか、課長頼むねとか、そんなこと言えないでしょう。だから通常の業務の流れの中に入れて仕事させるわけです。無防備なんです。だから私が、所管事務調査で平恒の市有地の問題について、質問した中で、都市建設部長がその業者に代わって、市有土地の賃貸借の申込書を取りにきて記入されたものをまた持ってきて、時間中でしょかね、かつ、契約書、双方1通ずつ保管するんでしょう。これ、持って行ってやる。全部都市建設部長でしょう。管財が証言したじゃないですか。これを防止できるんですか、この条例で。できないでしょう。むしろ都市建設部の職員は部長の動きがおかしいよなと気がつかないといけないんですよ。そしたら職員は誰に言います。課長に言います。課長、部長の動きがおかしいですよ。大丈夫ですかねと言えるわけじゃないでしょう。誰に言います。仕方がないじゃないですか。市長に直接言わなきゃ。だから、先ほど辛いことも思い出しながら、言いましたけど、これでは飯塚市のこの間の事例、乗り越えることができないし、逆に職場はね、この職場居たくないなというような、よどんだ空気、いつも張り詰めた空気が漂って、市民のための仕事を今日一日頑張ろうというような感じにならないんじゃないですか。監視社会になるんじゃないですか。そこは悪意のある者にとっては、やりやすいですよ。上からくるんだもん。働きかけは上から下にきます。行政のルートを通じてきます。皆さん方のほうがよく承知でしょう。権限のない1年生の職員とか2年生の職員とかにいうわけがない。それなのに1年生職員が上に段階的に言っていけないといけない仕組みをつくってしまったら、それは抑制にしかならないですよ。黙っておきましょうという感じですよ。直接市長に物を言わせてくださいよ。実は、全国的には、国のレベルも含めてやっているのは、これもやっているところはありますよ、あるけど、内部告発ですよ。内部告発を推奨して、内部告発者を、内部告発は表現が悪いように聞こえるかもしれませんが、内部告発なんですよ。そして内部告発した人を守るというシステムをきちんとつくる。この段階的な抑制的なシステムをつくるより、内部告発者を守るという制度をきちんとつくるほうが、私は、悪くないですよ5条は、地方公務員法で抑えているポイントばかりなんです。だから、これはやめるべきじゃないかな。むしろ内部告発の推奨と保護こそ行うべきではないかと思うんだけど、考え直したらどうですか。

○人事課長

委員おっしゃるとおり、全ての職員が悪意を持って行動するという前提でいきますと、その

ようなケースも非常にふえ、こういった制度は、形骸化していく可能性はあるかもしれませんが、これからの飯塚市はそういった職員ではなく、一人一人がみんなのことを考え協力し、前進していくような、そういった組織をつくっていかないと職員数も減る中で、行政目標がなかなか達成できないというところの願いもございませぬ。全ての職員を性悪説でいけば、もちろんこの条例の中には、そういったことをしてはいけませんよということ羅列して、示しているところもございませぬが、そういった意味も含めまして、この条例を運用してみても、不都合なところがあればですね、改善をしていきたいというふうを考えております。

○川上委員

富山の市議会で、議会事務局がどういう仕事をしたんですかというのが、問われていますよ。これは議会の職員だから、市の職員とは違うんだけど、議会事務局は何と答えてるかということ、公職にある方々がまさかそんなことすると思いませんでしたと言っているわけですよ。性善説なんですか、これは。性善説とか、性悪説とか関係がない。権限がどこにあるかを考えないといけないわけですよ。行政の権限が。行政の権限は上から下にくるようになっているわけですよ。だから上に働きかけてくるわけですよ。信用するとかしないとかいう問題ではなくて、そういうシステムになっているわけですよ。今回の場合は、市の執行部に対する監視機関の役割をしている議会が、政倫の基準を定めた。これを本物にするためには、職員の側も職員の倫理条例、基準があるでしょう。議会が要求したからつくったと言ったじゃないですか。議会が要求してつくったものが、何の力になるんですか、職員としては。対抗しようとしている1つの勢力が議会なんですよ。その要求に基づいてつくったものを、業界ということもあるかもしれませんが、なんの対抗ができるんですか。議会の要望に沿ってつくったものが、議員の働きかけによって、なにか困ったことが起こったら、すぐ上の上司に言ってくださいというわけですよ。だからこれは、現状から言えば非常に危険なものになっていると私は思います。撤回したほうが良いと思います。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、「議案第100号 飯塚市職員倫理条例」案について、反対の立場で討論いたします。私は、5条の職員の倫理行動基準などについては、市民の求めるものとかみ合っているというふうにあります。しかしながら、先ほど述べたような状況の中で、その期待にこたえるものに、この条例全体はなっていないと。むしろ逆行すると思います。したがって、今回は大事なところは目標は掲げながらも、逆回転しそうなシステムになっているので、一たん撤回して、全面的につくり直すべきであると。使っていく中で、改善しようというのは正しくないと思います。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第100号 飯塚市職員倫理条例」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第101号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

それでは、「議案第101号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」の補足説明を行います。

まず、このたびの組織の再編につきまして、「議案第101号補足資料」という名称が左上に書いております、テーマとしては平成28、29年度市長部局組織図比較表となっておりますが、この資料に従いまして、ご説明申し上げます、その後、議案書に記載しております当該条例案の新旧対照表によりまして、補足説明をさせていただきたいと考えております。

それでは、まず、資料の1ページをごらんください。表面でございます。表の左側が、平成28年度の組織でございます、右側が平成29年度の組織・機構（案）でございます。

今回の見直しの大きなポイントは、政策の方向性と行政資源（ひと、もの、かね）の配分の整合性を図ること、政策立案、決定、実施までの迅速化を図ること、そして市民参画、市民との協働の視点を持つこと、の3点でございます。

主な見直しの内容といたしましては、表の1段目でございますが、現在の企画調整部、総務部、財務部を再編いたしまして、総務部と行政経営部の2部体制といたします。

このうち、総務部につきましては、現在の総務課、防災安全課、人事課、契約課に、情報発信や緊急時における市長、副市長との連絡調整が必要であることから、情報推進課を加え、5課体制といたします。

また、新設の行政経営部につきましては、財政と政策の整合性を図るため、総合政策課、地域政策課、財政課と、公有財産の管理、活用をはかる財産活用課及び、歳入の確保を図る税務課の5課体制といたします。なお、財産活用課は管財課からの名称変更でございます。

次に、表の2段目、新設の市民協働部でございますが、この市民協働部は、総合計画にも明記しておりますとおり、今後の市政運営につきましては、市民協働のもと、人権尊重、男女共同参画を基本として施策の推進を図る必要がございますことから、今回の組織機構の見直しにおきまして、これらを重点的に取り組むための、新たな部署を設置しようとするものでございます。

市民協働部の構成といたしましては、人権・同和政策課、男女共同参画推進課、まちづくり推進課、健幸・スポーツ課の4課体制といたします。

次に1ページ目の一番下の段になりますが、市民環境部につきましては、まちづくり推進課が市民協働部に移る一方で、医療保険課が加わりますので、4課体制は変わりません。

では、次に裏側の資料2ページ目をお願いいたします。

上段、経済部でございますが、経済施設等対策室を廃止いたしまして、4課体制といたします。

次に中段、福祉部でございますが、現在のこども・健康部と福祉部は政策的に連携すべき事業が多いこと、また社会福祉法に基づきます福祉事務所の組織がこの2部にまたがっていることから、これらを統合いたしまして、福祉部1部体制といたします。

新しい福祉部の構成につきましては、子育て支援課、介護保険課と高齢者支援課を統合いたしました高齢介護課、社会・障がい者福祉課、そして、保護課から名称変更を行います生活支援課の4課体制といたします。

最後の都市建設部につきましては、「変更なし」でございます。

それでは、続きまして、議案書の8ページをお開きください。

ただいまご説明申し上げます、組織再編に伴い改めます事務分掌を条例の新旧対照表によりご説明申し上げます。表の左側、「新」のほうを軸にして説明をいたします。

まず、上のほうから、総務部でございますが、第7号、アンダーラインを引いておりますが、「組織及び事務能率に関すること」につきましては財務部所管、行財政改革推進課から、また、第11号「電子計算組織、地域情報化及び広報に関すること」につきましては、企画調整部所

管、情報推進課から移管しようとするものでございます。

次に、行政経営部でございますが、第1号「市行政の総合企画及び調整に関すること」及び第3号「地域振興に関すること」につきましては、それぞれ、企画調整部所管、総合政策課及び地域政策課から、あわせて移管し、第4号「国際交流推進に係る企画及び調整に関すること」を新設しようとするものでございます。また、第2号「行財政改革の推進に関すること」、第5号「市の予算その他財政一般に関すること」及び第7号「市税に係ること」につきましては、財務部所管、行財政改革推進課、財政課及び税務課からそのまま引き継ぐものでございます。ただし、第6号「公有財産の取得、管理、活用及び処分に関すること」につきましては、財務部所管、管財課から「財産」という部分の表現を「公有財産」に、また、「管理及び処分」の部分の表現を「管理、活用及び処分」と表現を変更いたしまして、引き継ぐものでございます。

次に、下の9ページの市民協働部のほうに移ります。第1号「人権・同和政策に関すること」及び第2号「男女共同参画の推進に関すること」につきましては、それぞれ、企画調整部所管、人権同和政策課及び男女共同参画推進課から、あわせて移管し、第3号「市民活動の推進に関すること」につきましては、市民環境部所管、まちづくり推進課から、また、第4号「保健衛生に関すること」及び第5号「スポーツに関すること」につきましては、ともに、こども・健康部所管、健幸・スポーツ課から移管しようとするものでございます。

次に、市民環境部でございますが、第4号「国民健康保険に関すること」及び第6号「国民年金に関すること」につきましては、ともに、こども・健康部所管、医療保険課から移管しようとするものでございます。また、第5号「後期高齢者医療に関すること」につきましては、これまで、国民健康保険に関する事務に包括しておりましたが、あらためて新設しようとするものでございます。

次に、福祉部でございますが、現行の福祉部の事務に加えまして、第4号「児童福祉等に関すること」及び第5号「次世代育成に関すること」につきましては、ともに、こども・健康部所管、子育て支援課から移管しようとするものでございます。

最後に、都市建設部でございますが、現行の都市建設部の事務のうち、「失業対策事業に関すること」を削除し、これまで、道路及び河川その他土木に関する事務に包括しておりました「農林業施設に関すること」を第9号にあらためて新設しようとするものでございます。

なお、「施行期日」につきましては、平成29年4月1日といたしております。

以上、簡単でございますが、「議案第101号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」についての補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○梶原委員

ただいまの説明を受けまして、ちょっと少し質問をさせていただきます。組織機構の見直しに関して、飯塚男女共同参画推進ネットワークにおいては、本市の男女共同参画施策推進について、心配されておられる声もありますので、確認も兼ねて幾つか質問させていただきます。はじめに男女共同参画推進課に関しては、旧飯塚市において各団体ネットワーク等からの要請により、企画調整部に所管課が置かれたと聞いておりますが、その経緯や理由はどのようなものだったのか、お尋ねいたします。

○男女共同参画推進課長

男女共同参画推進課に関する経緯とのことですが、旧飯塚市での経緯となります。昭和60年に婦人担当が設置されまして、その際の部署は、教育委員会社会教育課でございました。以降、担当部局を企画調整部局に設置してほしいという旧飯塚女性ネットワークからの何回かの要請活動がありまして、また女性議員の方の議会での働きかけもありまして、男女共同参画

推進課が平成15年に企画調整部に位置づけられております。そのときの企画部局に置いていただきたいという理由につきましては、国の体制が男女共同参画社会の形成を総合的に推進するとともに、あらゆる施策に男女共同参画の視点を反映する観点から、内閣または内閣府に置かれていること。また、総合的な企画立案機能、横断的な総合調整機能、監視機能、影響調査機能等を最大限に発揮するためにと理解しております。

○梶原委員

昭和60年に婦人担当ということで設置された男女共同参画ですけれども、今回の見直しにあたり、団体によってはかなり前から説明した上で了解していただいたと聞いております。それは当然だと思っておりますが、他方で、飯塚男女共同参画推進ネットワークに男女共同参画について、市民協働部にしたいと話があったのが、8月に入ってからということで、ネットワークの方からは、そのことをお話に来られたので、いいも悪いも聞かなくては話にならないので、まずはお話をお聞きしました。しかし、今までの経緯もあり、私たちの思いは違いますよということを伝えたとお聞きいたしました。しかし、それ以来何ら話はなかった。それで、ネットワークの方は、あの話はなくなったのかなということで思っておりましたところ、9月議会が始まると条例案が提出されて、びっくりしたと言われております。また、他団体との取り扱いの違いをお聞きされ、そのことにもネットワークの方々も怒っておられます。それは当然だと思います。先ほどお聞きしたように、今まで担当部局を企画調整部にと何度も働きかけて、やっと実現した、それが突然、こうなりましたからと聞かされる。それも他の団体にはもっと前から話があったと聞いておりますが、これは行政としては、手落ちがあったのではないかと思います。このような大事なことであれば、そして協働と言いながら、一緒にやっていくのであれば、なおのこと事前にしっかりお話をします。そして、団体間の取り扱いの差がないようにする。このようなことは、きちんと配慮すべきだと思いますが、違いますか、お尋ねします。

○行財政推進課長

今、質問委員からのご指摘がございましたが、今回の組織見直しにより、関係する団体への説明時期等については、はっきりとした私ども行革から指示をいたしておりませんでした。その結果、団体によって説明時期が異なり、事前にお話ができませんでしたことにつきましては、深くお詫びいたします。以後、このようなことがないように、十分配慮させていただきます。

○梶原委員

十分ですね、配慮していただくようお願いをいたします。男女共同参画社会基本法の前文では、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要の課題となっており、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけられました。その課題解決のために、この男女共同参画に関しては、先ほどの経緯で紹介されたように、政府の中枢に置かれ、内閣総理大臣、内閣官房長官及び内閣府特命担当大臣男女共同参画の下で、総合的な企画立案機能、横断的な総合調整機能、監視機能、影響調査機能等を最大限に発揮するとともに、その機能体制をさらに強化することとされています。また地方公共団体においては、同法9条に地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされました。そして、飯塚市では男女共同参画推進課において、男女共同参画推進条例、同参画プランに基づき、企画立案等がなされ、施策実現に向けて、日々尽力をされていますが、いまだ全庁的な取り組みが十分進んでいるとは言えないのではないかと考えます。基本法に男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員とし、政治的、経済的、社会的、及び文化的な利益を享受し、ともに責任を担うべき社会と明記されていますが、それには多くの課題が横たわっています。例えば、飯塚市における女性管理職の比

率は3.6%と県内28市中26位、審議会等への女性の参画率は第1次参画プラン終了年のこととして目標が35%にあるのに対し、31.7%にとどまり、目標達成は極めて危うい状況です。また、国の統計によると、女性の就労では、第1子出産で6割の女性が離職、M字カーブを描いたままであり、女性の非正規雇用者は、56.6%にあるのに対し、男性21.7%、子育てに関しては、男性の家事時間は約1時間であるのに対し、女性は5時間と大きな差が見られます。その裏には、男性の長時間労働の問題もあり、まさに男女の問題であります。また、働く母親の保育所入所の問題等もあります。これら男女共同参画に横たわる課題は、社会の中に男女の固定的、性別役割分業に基づく意識や仕組みが、いまだ根強く存在しているということに起因をしております。このような状況の中、今回の構造改革では、男女共同参画に関する事は、市民協働部に位置づけられています。しかし、市民協働部はその名称からも市及び市民との協働、意識啓発や教育を担う部署であるようにも見受けられます。このことが、ネットワークの方々が非常に不安に感じておられる点でございます。改めてお聞きいたしますが、男女共同参画行政は、国に倣い総合的な企画立案機能、横断的な総合調整機能、監視機能、影響調査機能等が非常に大切になってきます。今回の機構改革で市民協働部に置かれるようになってこのような機能はきちんと果たされ、推進体制についてもさらに強化すべく、随時見直していくことは約束をいただけますか。お尋ねいたします。

○企画調整部長

各施策につきましては、各部署において、それぞれ企画立案、総合調整を行うものでございまして、市の基本施策であります男女共同参画社会の推進、これにつきましても、今回、企画調整部がなくなりますけれども、部がかわりましても、総合的な企画立案機能、横断的な総合調整機能、監視機能、影響調査機能等につきましては、今後さらなる男女共同参画社会の構築に向けまして、推進体制を強化するとともに、男女共同参画推進プランにつきましても、PDCAサイクルに基づきまして、随時見直しを行っていくつもりでございますので、ここで主張させていただきます。

○梶原委員

今の答弁で、少しはですね、ネットワークの方も安心されたのではないかと思いますけれども、市民協働部であっても、男女共同参画推進ネットワークの皆様の懸念しておられる総合調整機能などが果たされないのではないかとという心配はいらないと。教育啓発などにとどまらず、総合的な企画立案機能、横断的な総合調整機能、監視機能、影響調査機能等を市民協働部がしっかりと果たしていくという決意だと受け止めます。先に指摘しましたように、男女共同参画は順調に進んでいる状況にはありません。ネットワークの方々も私どもも今後しっかり見ていきます。その決意が成果となってあらわれてくるように、特に市長、男女共同参画の推進本部長でございますので、全庁的にしっかり進めていただくようお願いをして私の質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○川上委員

かなり思い切ったというか、今回の変更の狙いをどこに置いているのかお尋ねします。

○行財政改革推進課長

今回の見直しの大きなポイントといたしましては、政策の方向性、それから行政資源、これヒト、モノ、カネの配分の整合性、を図っていくということ、それから、政策立案、決定、実施までの迅速化を図ること、そして市民参画、市民との協働の視点を持つということ、この3点が今回の組織の見直しの大きなポイントとしております。

○川上委員

本市は来年、10周年を迎えて、隣の巨費を投じた新庁舎に5月から引越しをすると、大変

な無駄遣いもしてるんですけど、今あわせて総合計画が計画年限を迎えるということで、第2次総合計画を策定中でありまして。12月議会には重要部分について議会にも諮るといふことなんですけれども、この第2次総合計画、既に明らかになっている素案との関係では、今度の来年4月からということなんですけれども、事務分掌の体制、どういうふうにかかわっているのかお尋ねします。

○行財政改革推進課長

総合計画との一番大きなポイントとして私どもが思っておりますのは、今回の市民協働部ということでございます。今回の素案の基本計画の第1章につきましては、人権市民参画ということで、人権尊重のまちづくりの推進、男女共同参画の推進、協働まちづくりの推進ということでございます。それからもう一つ情報共有の推進というのがございます。4本柱となっておりますが、このうちの上3つについて積極的にやっていく、総合計画と連携してやっていくというかたちの組織の見直しをしたというのが一番大きな関連でございます。

○川上委員

私は今一つ今回の大規模な変更の狙いが見えてこない。それで、福祉の増進を図るといふ地方自治法上の本旨があるわけですよね。これは今回初めて盛り込まれるところとなりました。当然のことなんですけれども、10年ぶりに盛り込まれたんですね。そうすると、この福祉の増進こそが地方自治体の本旨であるということで、それを推進していこうっていう構え方に、この体制になっているのかというふうに思うんですよ。今度の変更案が永遠に続くわけではないでしょうけれども、私はむしろ、こう見ますと、民で出来るものは民にいろんなかたちで出して、市役所はヒト、モノ、カネ、と言われましたけど、政策を立案し、民間に委託して仕事してもらおうと、職員も減らしていくという、いわば自治体の民営化というか、自治体の公的機能の空洞化に向かっていくそのスタートラインに立とうとしてるものではないかなという心配しています。例えば、ここには見えないようになってますけれども、市立病院を企業会計に移してしまおうと、上下水と工業用水と病院と。そういう発想もあるうかと思うけども、住民にとって、市立病院がないならまた別ですけども、巨額のお金を、税金を投じて運営している市立病院があるわけですから、これを市が直接運営に責任を負っていくのは決定的に重要なんですけども、それができるような仕組みにもうなってないわけですね、これは。そこで、私は企画調整部と財務部を無理に合体させたいと思いますけれども、この行政経営部が非常に心配なんです。ちょっと俗っぽくいうので聞いてもらいたいですけど、企画調整部は企画立案してお金が伴っていくわけですよ。それを遂行しようとする。それを裏打ちするのが大丈夫ですかと、いいですかと、お金はどうですかということで頑張るのが財政部でしょう。これが1人の部長のもとに置かれたらどうなります。国債の今3分の1くらいは日銀が引き受けてるんでしょ。このアクセルとブレーキが、この1人の部長のもとに置かれる。もう絶大な権限になりますよ。これについて、私の心配について、教えてください。

○行財政改革推進課長

財政と政策と人事、そういったのが、ある一定の権限というか、持ってるところだというふうなところはあろうかと思えます。そういう中で、その権限を集中させることがプラスになるのか、マイナスになるのかというところが論点だろうと思えますが、今回、政策と財政を一緒にしたというのは、今、人口減少の中でまち・ひと・しごととか、要は急いで政策を立案して、そして実行に移していかないといけない時期だというような私ども理解をいたしております。そういう中においては、こういう政策部門と財政部門が一緒の部長の中でやっていくほうがスピード感を持ってやれるということでございます。したがって、先ほど今回の組織の見直しの中でいうと、ここのポイントということで挙げましたけれども、政策の方向性といわゆる行政資源の整合性を図りやすくすること、それから政策立案、決定実施までの迅速化を図ること、そういうことを念頭においてしております。そういうことで、ただおっしゃるよ

うに組織というのが100%正解ということはもちろんございませんし、今後も見直しはしていかないかというふうには思ってますけれども、現時点でいうと、スピードが求められる中においてはこういう組織が一番いいというふうに考えて、いたしております。

○川上委員

今スピードが求められてるのはそこではないでしょう。もう少し俗っぽく言いますけど、先だって議会で、一般質問で、大将陣の東側の観音山付近の開発構想が穂波時代にあったということで、それは終わったのかという質問がありました。終わってませんということなんです。これをよみがえらせていこうとすれば、この行政経営部長が責任を負わないといけません。一方で、その土地はだれが管理してるかという本人になるわけですよ。今不法占拠されてるところもあるけど。一方で開発プランもつくり、土地も自分が管理してます。それに必要なお金について、借金もどうしますかっていうのは自分が決めるわけでしょう。ものすごい権限ここの持ちじゃないですか。あと、本市の特徴の一つは炭鉱使用の遊休地が山ほどあるってことです。開発計画をつくり、地域計画をつくり。今言ったようなことがかかわってくるんだけど、この部長はものすごい権限ですよ。ものすごく苦しいと思いますよ。下手をしたらものすごい働きかけありますよ。部下ではなくて部長に。部長を監督してくれる人だれもいないから。そういう部をつくるのかという心配を私はするわけです。市の職員倫理条例出した立場と全然違うでしょう。もうアクセルばかり並べてるんですから。だから、私はここは、行政経営は総合政策と財務の2部体制、企画調整とまでいう必要ないと思うけども、総合政策部でいいじゃないですか。2部体制に戻して、そしてこの緊張関係を部の間で持てるようにしないとダメです。アクセルとブレーキ、テーマによってはお互いに立場が替わるかもしれないけど、どっちがブレーキかアクセルか替わるかもしれないけど。そして、私はこの総合政策の中に人権尊重課をつくったらいいと思うんですよ。人権同和課というのはもう止めて、一たん廃止して、解放同盟のお守りをするような課はやめたほうがいいと思います。解放同盟推薦の職員が人権同和政策課の中にいて、解放同盟からすれば、対市交渉と言うんでしょうけど、補助金団体と市が交渉する際には休暇とって、解放同盟の側に市の職員が立って、どんどん発言もする、交渉もするというような姿が今あるわけですよ。こういうのでね、まともなことはできませんよ。ですからね、くどいけどこの際、解放同盟の第2事務局のような活動をする仕事はやめて、先ほど言われました第2次総合計画素案の中でうたっている「人権尊重の」という表現があるじゃないですか。この人権尊重というのをきちんと位置づけ直してくというのが大事じゃないか。そして同時に、先ほど同僚議員からも質問があり、答弁もありました。その観点から、男女共同参画推進に関することについては、この総合計画に戻すというか、発展させていくと。国の法律もあれば、市の条例もある事務なんですよ。だから、そのようにしたら、私は今の皆さん方の言っている第2次総合計画の大きな流れとも整合性が取れるんじゃないのかと。この中にある悪い流れ、先ほど言ったような福祉の増進は掲げているんだけど、実態的には自治体の公務の内容は空洞化していくような、その悪い所をこの事務体制が、事務分掌体制が引っ張ってきかねない。そういう危険が感じられます。長々と質問しましたが、これは市長がどういうふうに考えておられるかお聞きしたいところですね。答弁を求めます。

○行財政改革推進課長

すいません、ちょっと補足させていただきます。組織につきましては、組織の考え方につきましては、当然、担当課とヒアリングを行い、その中で話をし、それから部長ヒアリングを行います。そして、行革本部会議、これ市長を本部長としたトップ体制の中で、最終的にその中でこの組織が将来にわたって市が進めていく上において、今この体制が一番いいという判断をしてやっていくということでございます。これは行革本部体制としてこの組織をつくり上げていってるといってございまして、説明を追加させていただきます。

○総務部長

ただいま質問委員よりいろいろご懸念の部分もお聞きしました。そういったご懸念がないようにこの組織運営、今回の組織の変更を行いまして、総合計画に掲げる各政策の実現に向けて一致協力して向かいたいと思います。

○川上委員

今の答弁は、私が指摘もし、提案もしたでしょう。それ受け入れるという答弁ですか。

○総務部長

そうではありません。今回提出させていただいた事務分掌の改正のとおり行いまして、総合計画に掲げる政策の実現に向けて頑張っていくということでございます。

○川上委員

それはね、多分この素案の中の未熟な部分とか、市民の福祉の増進に反する内容等を推進することになりかねないという、それが主な側面になりかねないと指摘をしてるわけですよ。市長、わかりやすく言うと、市民のための環境を守るのが環境部の仕事じゃないですか。ところが、メガソーラーの補助金の担当も環境部なんですよ。そのために環境部が全体としてメガソーラー推進なんです。経済部から来た環境部次長がスムーズに進めたいとか、自治会長の前で言ったりするわけですよ。だから、アクセルにアクセルを重ねていくと、普通これ馴れ合いと言うんですよ。だから、議会と行政の間の緊張関係というのはもちろん要りますし、市民の監視のもとに要りますし、それから執行部の中には執行部の中で緊張関係を持たせないといけないと思うんですよ。先ほどから繰り返し言ってますけど、緊張関係のない、一部の部長が絶大な権限を持ちますよ、これは。非常にゆがんだ状況なので、今から10年間の間に、これが10年続くとはいりませんが、1兆円近く予算を使うかもしれないじゃないですか。3会計合わせてね。そういう状況の流れがあるということを踏まえて、私は、急がなくてもいいでしょう。12月議会でも。一度撤回して、落ち着いて考えたらどうかなと。さっき落ち着きが足りませんでしたと行って行革課長が答弁してたじゃないですか。謝罪しとったじゃないですか。だからそれが全体の姿でもあると思うんですよ。だからもう一度、時間はあるじゃないですか。議会が継続審査にすればいいことかもしれないけど、内容の見直しについては、やっぱり執行部が考えないといけないんじゃないかと思います。重ねて市長に答弁求めます。

○総務部長

先ほどから何度も繰り返し申し上げておりますが、質問委員のご懸念の部分につきましてはそれがないように、全庁全職員一丸となって取り組んでまいりたいと思います。各部長が、アクセル全権持っておるわけではありませんので、相互に協力しあって、政策の実現に向けて頑張っていきたいというふうに思います。この改正に、事務分掌、組織の改正につきましては十分全庁的に話し合っただけで進めておりますのでご理解いただきたいというふうに思います。

○市長

いろいろお話をいただき、勉強になりながら、聞いておりましたが、今の日本の社会というのは高齢化、少子化の時代の流れの中に当然わがまちもそれをどう対処していくかというのを考えていかなきゃならない。先ほど言われるように、今からの10年間で1兆円という金を使うんじゃないですかという委員の質問ですけど、本当にそのとおりで、特別会計と一般会計合わせれば1年間に1300億円のものを飯塚は使っておるわけですから、今から10年たてば、1兆3千億円になるわけですから、そういうことを考えたときに大きなまちの動きがあるわけです。それで、どういうまちをつくっていかなきゃならないかというのは、福祉のまちであり、また教育がすぐれたまちであり、また健康で長生きできるようなまちでありと、いろいろな課題がそこに山積しているわけで、先ほど梶原委員のほうも、男女共同参画社会の話もありましたけど、当然その社会は訪れてきてるわけで、たぶん皆さんも感じられてると思いますが、今日、私も自分で質問でびっくりしたんですけども、今日の回答者の比率は午前中はほとんど女性ですよ、答弁したのは。今まではそういう女性が5人も6人も、6人はおらんや

った、5人くらいでしたか、答弁したというのはそう委員会でないことですが、それだけの女性がやはり行政の中に入って、自分の仕事として捉えてやってきてると。これは私はそういう意味では大きく変わってきてる部分じゃなかろうかと。これからパーセンテージで言わせれば上がってないということと言われるかもわかりませんが、意識の中ではそういうふうな意識で、また女性の管理職の皆さんたちが集まって、そういう打ち合わせをしたり、会合開いて、私がこの中から部長に2、3人出せという指示を出してますんで、それに向かって努力はしていただいていると思っておりますから、これからの社会に、質問者がいろんな形で見方、考え方、やり方をお話いただきましたけども、われわれの執行部の者がしっかり考えてやろうといたしておりますので、一つご理解をいただきたいと思っております。

○委員長

いいですか。それから川上委員、さっきの発言で行革課長の答弁について内容が違いますね。落ち着きがないとかいうことは言ってませんので、各団体に話をする指示をしてなかったの、まじまじになったので、こういうことがないようにということです。確認しておきます。いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は「議案第101号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」について、反対の立場で討論いたします。まず全体については先ほども申し上げました、第2次総合計画の中で、住民福祉の増進が地方自治体の本旨であるということを押さえているんだけど、今回の事務分掌の体制の中にはそれを踏まえない、弱点を助長する体制になりかねないという問題。それから2つ目は、この体制が将来の本市の地方自治体の空洞化、市役所の空洞化につながりかねないという問題。提案としては先ほども述べましたとおり、行政経営部については総合政策部、財務部の2部体制に戻して緊張関係のある、緊張のある部に双方する必要があるということ。それから、その総合政策部については、人権同和課は一たん廃止して、人権尊重課として位置づけ直すこと。それから、男女共同参画についても、その中で位置づけ、発展させていくことを提案して、反対討論にしたいと思います。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第101号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 14：32

再 開 14：40

委員会を再開いたします。

次に、「議案第113号 訴えの提起（市有土地の明渡し）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○防災安全課長

「議案第113号 訴えの提起」について補足説明をいたします。議案書107ページをお

願いたいします。

本件は、飯塚市筑穂元吉473番地3の防火水槽・消防団格納庫等のある市有土地内に、通り道及び駐車スペースを確保するために、議案書110ページに記載しております点線で囲んだ部分について、市の許可なくコンクリートブロック・柵等の構造物を設置し不法占有している藤田實子氏に対し、構造物の撤去及び土地の明渡し等を求める訴えを福岡地方裁判所飯塚支部に提起することについて地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものです。

市としましては、不法占有に対しまして平成27年3月31日付の書面及び平成27年9月9日付の書面により、速やかに構造物を撤去し土地を明け渡すように求めましたが応じられないため、更に、平成28年5月18日付の内容証明郵便にて撤去期限を設け、期限までに撤去に応じられない場合は、法的措置を含め対応する旨を通知しましたが無視され続け、面会及び電話についても全て拒否されるようになり、協議自体ができない状況であるため、やむなく訴訟の提起に至った次第でございます。

以上、簡単ですが、議案の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○坂平委員

これは、110ページの図面を見る限りでは、どういうふうになっているのかわからんのよね。例えば、この藤田さんが生活するための通用口はあるんですか。

○筑穂支所市民窓口課長

この藤田さんの家があるわけですがけれども、それとその前にあります市有地を介してしか、公道とは接しておりませんで、藤田さんそのものは、市有地を通らないと自宅には入れないという状況です。

○坂平委員

何年ぐらい前に住宅は建っていたんですか。

○筑穂支所市民窓口課長

申しわけございません。家が建った時期については正確には把握はしておりませんが、もう何十年も前からずっとここに住まわれておるといことです。

○坂平委員

これは家を建てるのに確認申請はおりにしているわけですか。

○筑穂支所市民窓口課長

何十年か前の当時については、確認申請は不要であったというふうに思っております。

○坂平委員

これは、明け渡しを請求されているけれど、生活をするための道路は、確保するわけですか。

○筑穂支所市民窓口課長

今回、明け渡しを求める部分は、コンクリートブロックとか、柵とかで完全に仕切りをされている部分で、その構造物を撤去してくださいというものでありまして、市有地を通過して自宅に入られる分については、それは問題ないですと、生活権の確保から問題ないですということは申しております。

○坂平委員

市有地を通過して生活をするためのスペースは使用してかまいませんよということでは言われてあるわけですか。

○筑穂支所市民窓口課長

市有地を歩いて通って自宅に入られることについてはですね、それは問題ないですよということは、お伝えはしております。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第113号 訴えの提起（市有土地の明渡し）」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。川上委員から「市有財産の管理について」、所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。川上委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。

○川上委員

市有土地に関する所管事務調査をしたいと思います。

平恒の嘉飯山砂利建設が不法占有している市有地についてですけれども、この間、市は、監視をしないという総務委員会での答弁でしたけれども、実は監視を始め、今日まで、現在まで継続しています。その監視の状況、結果について、尋ねたいと。それから、電力の供給についてなんですけれども、これは現状どうなっておるのかと。つまり、九州電力との関係で、電柱の撤去の申し入れが市からされているにもかかわらず、現状が変わっていないという問題について尋ねたいと。それから、3点目は、監視の結果にもかかわらず、現状が変わることではあるんですけれども、不法占有の土地が面積がふえているだけではなく、東のほうの谷に新たな事態が生じており、市有地の現状が保全されていない状況があるので、私は、土地保全のための仮処分申請を裁判所におこす必要があるというふうに思います。その件についてお尋ねをしたい。それから、4点目はですね、どう考えても、国が国有地の不法占拠に対して、対抗措置をとる不動産侵奪罪等に該当する事案の取り扱いについてという通知文書に照らしても、本市の対応は非常に納得いかない。国の通知の内容としては、まず、刑事告発を行う。それから土地の保全が必要な状況のときは、仮処分申請で対抗する。そしてその上で、土地の明渡しの民事の争いということになるんですね。本市は民事の争いに任せてですね、それはそれで大事なんだけど、いたずらに時を過ごしているという状況です。で、国の通知に倣ってですね、刑事告発、それから、現状で言えば土地の保全が有効になされていないので、仮処分申請が必要だという質問をしたいと考えております。取り計らいをお願いします。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「市有財産の管理について」、所管事務調査を行うことに賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成少数。よって、所管事務調査を行わないことに決定をいたしました。

お諮りいたします。執行部から案件に記載の4件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市中心市街地活性化の取組状況について」、報告を求めます。

○地域連携都市政策室事業主幹

飯塚市中心市街地活性化事業の取組状況について、お手元の資料に基づき報告させていただきます。報告事項は、「これまでの経過及びスケジュール(案)について」と「永楽まちびらき

フェスタ開催について」の2件となります。

それでは、資料1ページのこれまでの経過及び今後のスケジュール(案)について、お願いいたします。

はじめに、前回報告以降の主な経過について説明いたします。

飯塚本町東地区整備事業におきましては、6月28日に土地区画整理事業の広場整備工事が、7月21日には(仮称)子育てプラザ、正式名称街なか子育てひろば建設工事の本体工事が竣工しております。土地区画整理事業の法手続きでは、換地処分について福岡県公告が行われ、9月末に予定しておりました区画整理登記が8月5日に完了したことから、全ての法手続きが終了しております。今後、実施いたします清算金処理が終わりますと事業完了となっております。

今後の予定といたしましては、飯塚本町東地区整備事業の工事につきまして、新飯塚潤野線改良工事が9月下旬に竣工の予定で、計画しておりました公共施設が9月末までに全て完成いたします。10月1日からは、街なか子育てひろばがプレーオープンし、また、広場前のコミュニティバス停が供用開始となります。

つきましては、新しく誕生したまち「永楽地区」を市民の皆様にご案内いただくため、中心商店街で百縁市が催されます10月15日土曜日に「永楽まちびらきフェスタ」を開催し、あわせて街なか子育てひろばの開所式をとり行いたいと思っております。また、優良建築物等整備事業につきましては、予定通りに進捗しており10月下旬に竣工、12月上旬より入居開始の予定となっております。

引き続きまして、次ページの「永楽まちびらきフェスタ開催について」をお願いいたします。

当日は、9時30分から街なか子育てひろばの開所式典を皮切りに、区画道路の一部を歩行者天国といたしまして、キャラクターショーをはじめとするステージ企画、食べ物販売や縁日などの盛りだくさんのイベントを企画しており、百縁市を開催いたします飯塚市商店街連合会とも連携しながら、新しい「永楽地区」を多くの皆様にご案内いただくとともに、中心市街地のにぎわいづくりにつながるイベントにしていきたいと考えております。

既にご案内しておりますが、議員の皆様にも、ぜひご来場いただければと思っております。

以上、中心市街地活性化の取組状況について、簡単ではございますが説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市立地適正化計画における都市機能誘導区域(案)、居住誘導区域(案)の公表について」、報告を求めます。

○地域連携都市政策室長

現在、策定作業を進めております飯塚市立地適正化計画におきまして設定が求められております「都市機能誘導区域」と「居住誘導区域」につきまして、それぞれ案として区域を抽出しましたので、ご報告いたします。

あわせて、本日は5月末に公表いたしました素案から、地域連携都市政策協議会をはじめとする市民の皆様方からのご意見を踏まえて加筆修正し、現時点での案として取りまとめております計画案(たたき台)もお配りしております。

「都市機能誘導区域」「居住誘導区域」の設定に当たりましては、それぞれの区域設定の視点をもとに客観的な指標をもって抽出を行いました。区域設定の視点や指標について、お配りしております計画案のほうで説明をさせていただきます。

最初に「都市機能誘導区域案」を説明させていただきます。計画書の61ページをお開きください。こちらには都市機能誘導区域の設定方法を記しております。

次のページの62ページには区域設定を考えるにあたって5つの視点から検討したこと、64ページのほうには、都市機能誘導区域をそれぞれの区域のもつ役割を考え、5つの型に分類して設定することを示しております。

また、66ページからは76ページにかけては、公共交通の便利さや都市機能の集積状況、また人口密度の状況など、先ほど説明いたしました5つの区域の類型ごとに客観的な指標をもって抽出いたしましたそのフローチャートを示しております。都市機能誘導区域は、最寄りのバス停や鉄道駅の公共交通施設を中心とした半径800メートル、あるいは500メートルの円を基本に、周辺の土地利用の状況などを加味して、区域を設定しております。

78ページからは、そのフローチャートによりまして抽出された区域を、都市機能誘導区域の類型ごとに表示しておりますが、詳細につきましては、別途配布しております「都市機能誘導区域案」と左上に記しておりますA3サイズの図面をごらんいただきたいと思います。

このA3サイズの「都市機能誘導区域案」と左上に記しております資料の1ページが飯塚市の都市機能誘導区域案の全体図となっております。先ほどお伝えしました区域の類型ごとに色分けをしております。2ページから4ページにかけては、区域の類型ごとに示した全体図を示しております。そしてこの図面の5ページからは用途地域の図面の上に重ねて作成しました各区域の詳細図面を添付しております。

続きまして、居住誘導区域について説明をいたします。先ほどの計画案に戻っていただきまして、96ページをお願いいたします。この居住誘導区域におきましても、都市機能誘導区域の設定方法と同様に、97ページには区域設定を考えるにあたって4つの視点から検討しましたこと、98ページのほうには4つの視点を踏まえて、客観的な指標をもって抽出をいたしましたそのフローチャートを示しております。

これらによって抽出いたしました区域につきまして、別途配布しております「居住誘導区域案」と左上に記したA3サイズの図面のほうで説明させていただきます。

居住誘導区域は、先ほど説明いたしました都市機能誘導区域を含んで設定しております。このため、1ページの図面は色がついているエリアが全て居住誘導区域案となります。2ページ以降は、都市機能誘導区域の各区域にあわせて居住誘導区域を設定した詳細図面を添付しております。この居住誘導区域は緑色のひげのついたラインの内側となります。また、災害リスクの高い地域は除いております。こちらの17ページから19ページにかけては、居住誘導区域の設定において基本といたしました、交通便利地域と居住誘導区域との関係、こちらを17ページのほうに、それから次のページ、18ページには人口密度と居住誘導区域の関係、それから19ページには、用途区域と居住誘導区域の関係を示した資料を参考として添付しております。

なお、これら図面と計画案につきましては、広く市民に公表いたしまして、ご意見をいただくために現在、飯塚市のホームページに掲載するほか、本庁、各支所、中央公民館、12地区公民館に設置するとともに、市民に対しましては12地区のまちづくり協議会を基本に説明会を開催させていただくよう、各地区のまちづくり協議会や自治会長会と協議をいたしております。市民意見の募集期間を10月14日までといたしておりますので、議員の皆様におかれましても、お気づきの点などございましたら、ご意見をお寄せくださいますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況について、お手元に配付いたしております資料によりご報告いたします。

今回報告をいたします工事は、「勢田土手外地区急傾斜地崩壊対策（2工区）工事」でございます。

入札の執行状況につきましては、「指名競争入札参加者指名基準」及び「運用基準」に基づきまして、業者選考委員会において、専門工事「とび（法面）」の市内業者を指名することを決定し、入札を執行いたしました。

次に、入札結果についてご説明いたします。資料の1ページをお願いいたします。

本件につきましては、7者による入札を執行いたしました。その結果、落札額5513万6160円、落札率87.48%で「株式会社 藤田建設」が落札しております。

なお、本件の入札につきましては、最低制限価格によります7者全者の同額応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて、落札者を決定いたしております。

以上、簡単ではございますが、「工事請負契約について」の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「土地明渡等請求事件の経過について」、報告を求めます。

○管財課長

平恒地内市有土地に関する「土地明渡等請求事件の経過について」、ご報告いたします。

本件につきましては、本年4月12日の提訴の後、5月13日に第1回口頭弁論が開催され、その後、弁論準備といたしまして6月24日と8月19日に2回の裁判が開催されております。

8月19日の弁論準備では、裁判所から和解の提案がありましたが、本市としては和解ではなく、迅速な判決を求める方針で裁判に臨む考えでございます。

なお、次回の弁論準備は10月4日火曜日午前11時に開催される予定でございます。

今後も、本市代理人弁護士と協議を行い、裁判を進めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ですが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

以前、総務委員会で監視を行わなければならないという提起をしたのに対して、執行部は監視行動はしないという答弁でした。それは、思い出しましたか。

○管財課長

質問委員のほうから、監視カメラとか、そういうような常時監視体制をとるべきではないかという指摘があったのは覚えております。

○川上委員

そのときにしないという答弁をしたんですよ。それは覚えてますか。

○管財課長

先ほど申しましたように、監視カメラとか設置してするような監視はいたしませんという答弁をいたしました。

○川上委員

その後、あなた方は監視を始めて今日に至っているわけですがけれども、なぜ監視をしようと思ったんですか。

○管財課長

監視というよりは、私どもの裁判をしている土地でございますので、それは定期的には、監視カメラということではございませんが、私たちも現場には行っております。それについては、前回のときにもお話をしたと思います。ですから、今でも週に1度は必ず行って、現地を確認してる次第でございます。

○川上委員

なぜ、監視を、見に行くようにしたのかっていうことを聞いてるんですよ。委員会では、しないと言ったのに、なぜするようにしたのかってこと聞いてるわけです。

○管財課長

以前、監視カメラとか設置して、そして常時張りつけてというようなお話だったと思います。それに対しましてそういう体制は取りませんということで、ご回答をさせていただいた次第でございます。

○川上委員

常時はしないけど、週に1度ぐらいはしようという答弁ですね。じゃあ、何で週一度なのかということなんですよ。やる気があるのかということですよ。車で何分もかからないところ。それでね、監視開始はいつからですか。

○管財課長

監視を始めましたのは、4月ぐらいから週に1度ぐらいは行っております。5月で、毎週行っていないときもございましたけど、6月からは大体週に一度は監視、現地に行って、現地を見ておりました。

○川上委員

私は、裁判で、土地明渡しを提訴するのに現地を見てなくてね、自分が返せと言ってる、明渡しを要求している土地見てなくて、闘えるのかと、ほかにも言いましたけど、そういう指摘したんですよ。それでもまだ週に1度程度しか行かない。というのは、ちょっと解せないです。それでも週に1度行って、近くの丘から望遠で写真撮ってるようですが、監視を何回しましたかね。

○管財課長

5月からいいますと23回でございます。

○川上委員

それだけ行けば、一定の分析ができると思うんですけど、23回見て、今、市としてはどういふ分析していますか。

○管財課長

分析といえますか、まず状況でございますが、前回、6月の総務委員会の所管事務調査のときには、いわゆる大型トラックが出入りしておりましたが、7月の末ぐらいから大きなトラックの出入りが少なくなったという状況、それと土の状況が少し減ってるのではないかというような現状でございます。分析といえますか、現状はそういうふう把握しております。

○川上委員

順番はどうか分かりませんが、あなた方が何を見に行くかという問題でしょう。とにかく行って写真撮っておこうというだけでなく管財課が、市有地の管理に責任を負う管財課が行く目的ですよ。それに照らして現状はどうかを分析しないといけないわけでしょう。今、考えてもらってもいいけど、車が少なくなりました、7月。リースした車とか返していつてるんでしょう。そうするとね、そういう現象はわかるんだけど、見てるかいがないじゃないですか、裁判に役立てないといけないのに。分析ないですか。

○管財課長

これは、撮った写真とか状況は逐次顧問弁護士に報告しております。これは、裁判を、飯塚市が主張しております早期の明渡し、これを迅速に裁判を進めるための資料として現地調査し

て、その状況を弁護士に報告してる次第でございます。

○川上委員

そしたら逐一弁護士に報告してるんでしょう。報告の中身、こういったポイントで報告してるんですか。

○管財課長

ご報告している状況は、写真、今の現状と人が、作業員がおられるとか、そういう状況を、見たとおりのことを報告しております。そういう状況でございます。

○川上委員

そういう見方ではガソリンが少しもったいないですよ。答弁がある。

○財務部長

今まで嘉飯山砂利のほうでは、最初の契約からどんどん土地の占有量をふやしておりました。そこで、今定期的に行っている分については今の形状がどのようなふうに変化しているか。そういったことも含めて、監査といいますか、監視をいたしております。監視した中で、変わっている分、先ほど課長も説明しましたが、若干奥側のほうの木が伐採されてるとか、そういった状況もございましたので、そういった状況も含めまして、弁護士のほうには伝えております。それに応じてその段階で、弁護士のほうがその分についてはちょっと注意しとけとか、いろいろなことの指示を受けて、そのまま継続して監視を続けているという状況でございます。

○川上委員

私はですね、土地保全の仮処分申請をする時期を迎えてないかと、私は十分迎えてると思うんですけど、皆さんは悩んでるみたいだから。その時期を迎えてないかという手放しでどうぞと言ってるわけですから、迎えてないかという角度で見ないといかんでしょう。そういう意味では、今部長が言われた広がりというのも、1つあるでしょう。それから、奥のほうの木を切るようになったのは6月16日の写真でわかりますね。あれは市の財産でしょう。奥の谷のほうのこと、さっき発言しましたが、東のほうも形状が変わってるでしょう。広がり、さらに形状まで変えられようとしている、ここ、ポイントですよ、と思います。もう1つはね、営業活動はやめているのかというのを判断のポイントでしょう。現状を把握する上では。車が少なく、急速に少なくなってるんですけど、それは営業止めたのかどうか、確認しないといけないでしょう。その裁判闘っている相手との関係でいえば。と言っても、本人に聞くわけいかんでしょうけど。それから3番目は周辺住民の皆さんへの迷惑、騒音、粉じんの状態がどうなのかね、交通の安全は大丈夫なのかっていうのを、私、少なくとも3つぐらいはね、思い定めて行かなければ、おいちょっと行ってくるぞぐらいでは何のために行ってるかわからんですよ、勤務時間中に。それで、6月16日の資料みるとものすごい、これは木を伐採し、土地の形状、明らかに変更してますよ。それは確認しましたか。

○管財課長

今の部分、新たに木が何本か倒されて、そして最初は土を均してですね、コーンが置いてあったんですけど、今はそれがなくなりまして、周辺には、草が生えている状況となっております。

○川上委員

少なくとも、遅くとも6月16日の段階で、これほどに現地の形状が変えられているわけです。東側も同様ですよ。一体何をしてるのかわからないでしょう。皆さん方がどれだけ反応するか測られてるんじゃないんですか。裁判やってるわけだから。それから、8月2日の皆さんの写真見ると、重機で地下掘削してますね。持ち込んだ土砂を扱ってるだけじゃないでしょう。明らかに地下を掘ってますよ。ここ、地下掘ったらね、産廃が出てくるようになってるんでしょう。水害対策の処理ごみが埋まってるわけだから。掘れば出てくるわけですよ。これ、掘ってるんじゃないんですか。それからね、同じ日の写真でいえば、煙が上がってますね。こ

れは、野焼きしてるんじゃないですか。野焼きして埋める。掘り出して燃やす。いろんなこと心配されるわけですよ。だから、そういうのを、写真幾ら撮っても、弁護士に幾らやっても、あなた方が、きちんとこれ分析して裁判でどう闘うか、またこれ、市民に知らせないといかんでしょう。ホームページでも載せて。この不法占有されている、不法占拠されてる土地の今日の状況と言って、ライブでもいいんですよ。ホームページで載せ続ければいいじゃないですか。で、行ったら、必ず写真をアップするとか。そういう市民の世論を味方にしながらね、頑張らないと裁判は難しいですよ。そう思いませんか。

○管財課長

現地で撮った写真などは逐一、弁護士にお渡ししております。そして、弁護士に状況、いわゆる裁判を闘う上の飯塚市のいわゆる資料、いわゆる有利な条件を導くための資料として写真、調査をしている次第でございます。

○川上委員

だから分析をしてくださいと言ってるわけですよ。都市建設部長が嘉飯山のために、砂利建設のために、市有土地賃貸借契約の申込書くださいと言ってきたときに、既におかしいとあなた方思わなければならない。そして記入したものを彼が持ってきたときに、異常さを感じなければならない。あなた方はね、通常なら1週間も2週間もかかる決裁を2日でしたんでしょう。そして、契約書だって、坂平社長の顔も見ないで契約結んでいるんですから。だれと契約書結んだんですか。都市建設部長と結んだんですか。その責任を管財課はあるいは財務部は、市長は、感じているなら、こんな姿じゃないでしょう。監視行動ももっと真剣に何のために監視するのか。どこを監視するのか。自分たちが何で裁判争ってるのか考えれば、見るべきところはわかるではないですか。そして、さっき迅速にというのがあったけど、迅速というなら、6月16日の事態とか、8月2日の事態を見た時に、8月2日の状況は煙が上がってるんだから、環境事務所に通告しないとイケないですよ。消防署に言ってもいいんですよ。本当に。そういった点でのね、弁護士に資料を渡してあとはお願いしますというようなね、民事訴訟のあり方、考え方、どだい間違ってるんじゃないかというのを、私は指摘しておきたいと思います。

それで3月30日に提訴の2週間ぐらい前だけでも、坂平順子社長の名前で齊藤市長宛に文書が届きましたか。3月の何日ですかね、それも確認したいと思います。坂平社長から市長宛の文書が届いているでしょう。内容を紹介してください。

○管財課長

文書は、3月23日付で齊藤市長宛に坂平順社長からのお名前の文書がきております。これにつきましては、結論から言いますと、一刻も早く代替地を確保すべくさらなる努力を行う所存であるが、土地の明渡し日時については28年9月末日までご猶予願いたいというような文書でございます。

○川上委員

いつまで猶予と言いました。9月30日と言いました。

○管財課長

9月末日という表現でございます。

○川上委員

9月末までの明渡し猶予を要望をしていると。これ自身が驚く内容なんですけど、現状で、9月末までに撤退する、明渡し状況だと判断しますか。

○管財課長

これは弁護士を通じての話でございますが、相手方としては、まず、和解が終わっても、和解完了締結後、半年間ぐらいは撤去には時間がかかるだろうというような見方をしているという話は聞いております。

○川上委員

すると、今、現状から見て、3月23日付の坂平社長の文書は何のために市に出されたものだと思いますか。

○管財課長

これにつきましては、相手方のほうの意見、話でございますが、この3月に出すときの時点では、9月末までというふうに考えていたが、今はなかなか難しいというような発言がっております。

○川上委員

これは明らかに、裁判をしないでくださいってお願いですよ。でね、これは3月23日付で管財課が受理してるんだけど、この文書、相手方から、持ってこられたと書いてるんだけど、相手方というのは具体的はどなたですか。

○管財課長

これは直接市長に書類が渡されております。渡された方は、坂平聖治さんというふうに聞いております。

○川上委員

それで市長ですね、3月23日、お願いと書いた、齊藤守史様、坂平順子発の今言った趣旨の手紙なんだけど、文書なんですけど、坂平聖治氏から、どこで受け取ったんですか。

○市長

階段を上り下りしてるところの途中で、これ読んでおってくださいっていう形で渡されたような記憶があります。

○川上委員

そのように渡された文書で、市は、これは相手にしなかったんですね、この文書は。相手にしたんですか。

○財務部長

基本的にはこの段階では、訴訟の部分を考えておりましたので、ここの部分については全く考慮いたしておりません。先ほどからの質問委員がおっしゃってます、その経過につきましては、私ども重々把握した中で今の訴訟に臨んでおります。それで、先ほど調査が不十分じゃないかというようなご意見もいただいておりますけども、状況判断をした中で、私どもも弁護士の方に丸投げとかいうことじゃなくて、私どもも早めに解決をしたいというところで協力体制をとって、やっておりますので、いろんなご心配をいただいておりますけども、一番は、早期に裁判の終結をしてほしいということで、裁判官のほうにも申し上げておりますし、あとは、それに私どもが今の状況などを有利な内容といいますか、そういったものは適時、向こう委に提示するような形で臨んでおります。

○川上委員

それは大事でしょう。それで、階段で坂平聖治氏から順子社長名の文書を齊藤市長が受け取ったと。で、これは既に、市の顧問弁護士が、相手方代理人弁護士に文書を送って弁護士同士の話し合いになっていたんで、という理由で、弁護士は、これは正式なものではないと、市としては、ということになったというのがあなた方の判断ですね。それで、この9月末日というのを念頭に入れて置いてもらいたいんですけど。次にですね、九電です。この間の総務委員会での質問との関係で言えば、九州電力に対して、電力供給に必要なものを市有地につくることを認めておったけども、契約が3月31日で切れるので、止めてくれと、撤去してくれと、いうふうに言ったわけですね。それに対して九電は、あなた方の資料見ると、できませんと、撤去できませんと、なぜかと、わかりませんという答弁だったんですね、答弁というか、最初彼らの言い方は。ちょっと思い出して答弁してください。

○管財課長

九州電力の、電柱敷きの貸し付けでございますが、当初、これ以前にもご説明させていただ

いたと思いますが、3月31日というのが土地の貸付契約のリミットでございましたので、それが終わればもう、当然、電力供給もないということで撤去してくれという条件で、九電と契約を結んでおりました。そして、3月31日の期限切れの前ですけど、土地の状況がすぐに明渡すというか、営業所みたいな動きしておりましたので、契約の解除とか、いろいろなことでございましたので、九州電力のほうにも、3月31日じゃなくて、その前に1カ月半ぐらい前に正式な文書で契約は更新いたしません、そして契約満了後は速やかに電柱、施設等を撤去してくださいという文書を渡しております。それに対しまして、当初は、最初は口頭だったと思いますが、最後は文書できまして、相手方の文書では、電気事業法の第18条の供給義務というのがあるので、事業者はいわゆる供給区域における電気の供給を拒んではならないということがありますので、申請された方から取り消しというか、撤去の申し出がない限りは、供給停止の申し出がない限りは、電気を止めるわけにはいきませんので、撤去できませんというような回答を受けております。

○川上委員

2月5日の日に、あなた方はその趣旨の文書をもって、九電に行ってるでしょう。対応したのは、飯塚配電事業所設備建設グループが対応してるんだけど、理由がわからないですよ、本人たちも。撤去しませんというだけで、撤去しない理由がわからないんですよ、彼らは。だから、調べておきますということですよ。撤去できないと言った側がね、なぜ撤去できないか、調べておきますっていうことなんですね。そして25日にもあなた方会いますね。で、その時にね、料金滞納等があれが別だが、それもなく、使用者から申請がなければ、電気を止められないというふうに言われて、あなた方はそのとおりのことを議会で答弁しました。その時ね、皆さんの資料によるとね、なぜだめなのかってこと重ねて聞くんですけど、こう言ってるんですよ。使用者からの申請がないと、電柱の撤去ができないということに法的な根拠はあるかと聞くんですけど、2月の25日の段階ですよ。九州電力は、調べて後日回答すると言ってるじゃないですか。これがあなた方の復命というか、記録ですよ。九州電力は、まず撤去しないというのがあるわけです。坂平さんのところには、嘉飯山砂利建設には電気を供給し続けるという決意がまず表明される。3月31日が、締め切りが来ても。そして法的根拠を示せと言われたら、後で調べると、調べて連絡すると。で、これに言ったのね、誰かというのね、副長なんですよ。こういう責任のある方が、初めて行ったわけじゃないですよ。文書は既に送ってあり、20日もたって、また行ったら、とにかく撤去しないと、電力を供給し続けると。法的根拠はと。調べますよと。で、調べた結果が営業所の副長が調べてこういうことを連絡しようというんですから。これが、3月30日の齊藤市長宛の所長名の文書ですね、どういうふうになってますか。

○管財課長

3月30日付の九州電力所長、飯塚配電事業所長の文書ですが、飯塚市が出しました占用許可、契約更新をしないということについての回答なんですが、当社検討の結果、電気事業法第18条供給義務等に基づき、一般電気事業者は正当な理由がなければ、その供給区域における一般需要に応じる電気の供給を拒んではならない。また、電柱移設場所がないため、電柱等の撤去に応じることができません。そのため平成27年7月8日付で締結しております市有地賃貸借契約につきまして期間満了後も市有地土地賃貸借契約の締結並びに契約更新をお願い申し上げます、という内容の文書でございます。

○川上委員

市長、わかりましたかね、2つの問題があるんですよ。1つはね、正当な理由がなければ、撤去できないと書いてるわけです。正当な理由を説明しないとイケないでしょう。正当な理由がないということを九電は証明しないとイケんわけですよ。飯塚市の場合は正当な理由になるのではないかって問題提起してるわけです。そこでね、皆さんは執行部は正当な理由とは何かというのを調べたでしょ。正当な理由とは何のことを言ってるのか、説明してください。

○管財課長

九州電力の担当者のほうからの説明では、申請者からの申し出がなければ、拒むことができないのですというような説明を受けております。

○川上委員

それは正当な理由がなければという条件つきなんですよ。ここに書いてあるじゃないですか。そしたら正当な理由があるんじゃないんですかということでしょ。飯塚市、それ言ってるわけでしょう。だから、事業法でいう、ここでいう理由というのは、何のことを言ってるか調べたでしょうと言ってるわけですよ。正当な理由とは、法は何を予定しているのか、お尋ねしてるわけです。

○管財課長

私ども電気事業法の条文を調べております。この中には、正当な理由がなければという表現が何度も出ております。ただし、この正当な理由が何なのかという掘りつめた調査はいたしておりません。九州電力のほうと話した内容、私どもは契約は切れてるんですよ。ですから、何かしてもらおうという話をしたんですが、そのときには滞納もなく、電気料を収めてもらっていると。そういうような事柄では、いわゆる撤去、滞納とかあれば撤去はできるけど、逆に払っていたら、撤去できないような、そういうような話をしておりました。

○川上委員

弁護士もそういう見解ですか。

○管財課長

これについてはですね、どう対処するのか、九電に対してですが、弁護士のほうと協議いたしました。これにつきましては、現時点で九電に対し、訴訟を起こす必要は今のところはないと。つまりは、本訴が解決すれば、当然相手方は、土地を明渡しますので、その時に電柱も撤去されます。その分の今までかかった費用については、当然負担していただくというようなスタンスでいくということで、弁護士に確認をしております。

○川上委員

弁護士はそれしか言ってないんだったら、やっぱり問題でしょうね。正当な理由がなければと言ってるわけでしょう。だから、正当な理由とは何かを今聞いているじゃないですか。正当な理由はすぐ出てくるじゃないですか。正当な理由とは何か。法の説明の中であるでしょう。飯塚市は九州電力に年間どれぐらい電気代払ってるんですか。大口需要者でしょう。その大口需要者の飯塚市と結んだ敷地内の本柱、支柱支線3本がこの敷地内にあるわけでしょう。この契約書を読んだらね、何て書いてますかね。契約書の最後、契約書の疑義第7条。もう読まんでもわかることと思いますけど、本契約に定めのない事項は、関係法令並びに飯塚市契約規則及び飯塚市公有財産管理規則に従って、解決するものとし、なお、疑義の残る場合は甲乙の協議の上でこれを解決するものとする。従うと言ってるじゃないですか。この飯塚市と契約、結んでおいてね、期限が来ました。ところが、さっきの30日の手紙では、こんなこと言っているんですかね。契約相手に。そのため、平成27年7月8日付で締結しております市有地賃貸借契約につきましては、期間満了後も市有地土地賃貸借契約の締結並びに契約更新をお願い申し上げます、こういうこと言っているんですか。九州電力は飯塚市に。で、これに対して弁護士は訴訟まで起こさなくていいというふうに言ったというふうな答弁がありましたけど、市としては、この手紙をもらってもう何ヶ月もたつわけでしょう。そしたら、どういうことになります、相手に対するメッセージは。九州電力に対するメッセージは。答弁を求めます。

○管財課長

九州電力に対してでございますが、契約更新はしておりません。ただし、今、九州電力は施設を設置して電気を供給しておそらく、電気料も徴収されてると思います。ですから、これにつきましては、弁護士のほうにも対応を確認いたしまして、先ほど答弁させていただきました。

けど、この点で九州電力をまた相手に別の訴訟を起こすのではなくて、本訴が解決すれば、九州電力のほうは、需要先がなければ撤去するというところでございますので、まず本訴を解決すれば、九州電力の問題は解決するという判断でございます。それとこれは、今正当な理由についての明確な、弁護士のほうに確認したわけではございませんが、電気供給規程の理論実務という、これ専門書ですが、その中でいわゆる需要供給、承諾を拒むことできるかということについてですけど、その中では、需要家に建築基準法違反とか、不法占拠の事実がある場合でも、これらは基本的には、基本的には電気の需要には関係なく、かつ需要家の内部の問題であるので、これを理由に、電気の供給を拒否することはできないというような専門書の一文もある、そこで九州電力も言ってる可能性があると思います。

○川上委員

そこにたどり着いたんですね。何が今、浮き彫りになってるかわかりますか。あなた方のその腰のなさというかな、やる気のなさが浮き彫りになってるわけですよ。供給約款等に違反する条件というのもあるでしょう。だから、供給約款見ましたか。九州電力に見せてくださいと言って。やってないでしょ。だから、あなた方ね、本気なのかというのをずっと市民から見られてるんですよ。今、何となく財務と管財課と話してる感じになってるけど。都市建設とどこが違うわけ。どっか違うんですかっていうふうに市民は見るわけですよ。それでね、なぜこんなに九州電力に対して、その腰がないのかね、大口需要者のなのに。ほかの電力会社使うとか言っていないわけでしょう、飯塚市は。九州電力に。きちんと話したらいいじゃないですか。この嘉飯山のために飯塚市は、その土地の中に賃貸借した土地の中に、今言った本柱が1本、支柱が1本、支線が3本立てさせますね。そこだけ立てただけじゃ電気来ないでしょう。そこに電気引き込まないといけません。そのためにあなた方は道路敷きになっている歩道上に嘉飯山砂利建設の専用の九電柱を立てることを許可したでしょう。何本立てさせてますか。

○管財課長

管財課の手元にある資料は、普通財産の部分についての九電からの申請書がございます。その中で一緒に道沿いに立ってる使用許可でやってる部分の図面も一緒についてるんですが、これは3本、3カ所の印がついてるから、3本ではないかと思っております。許可は支所の経済建設課でしておりますので、その原本がございません。道路部分ですね。

○川上委員

行けばわかるでしょう。1週間に1度行ってるんだから、電柱くらい数えればいいじゃないですか。本柱が7本、支線柱が3本、それから支柱が1本、支線が1本ですね。違いますか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 15：48

再 開 15：48

委員会を再開します。

○管財課長

管財課で使用契約してる部分が、本柱1本、支線柱1本、支線が3本でございます。先ほど申しました道路敷のほうには3カ所の3本の電柱が立ってるとなっております。

○川上委員

これ裁判に勝つために、というのもあるんですよ。3本どこに立ってるんですか。

○管財課長

道路の歩道の部分に立っております。

○川上委員

電線が繋がってるでしょ。電線には電気が走ってるじゃないですか。その電気がどのようにそこまで行ってるかを確認したらいいじゃないですか。電気設備の設置申請がでたのはいつで

すかね。

○管財課長

申請が出たのは27年7月3日でございます。

○川上委員

嘉飯山が地元自治会長の了承を得たという同意書をつけて、電気設備設置させてもらいたいと言って、出したでしょう。その日付わかりませんか。

○管財課長

平成27年の6月30日でございます。

○川上委員

6月30日火曜日でしょう。2日後、7月2日木曜日にあなた方の契約相手の所長増川友弘さんという方が道路についてね、飯塚市長齊藤守史様ということで、占用許可願いを出してるわけです。管財に6月30日火曜日に遅れましたけど、電気設備をつけさせてくださいと従業員が、クーラーがないと困りますということで、あなた方もそれならばと言ったでしょう。で、2日後、7月2日に途中まであった電柱から、先ほどいった電柱支線合わせると、12本のね、電気設備をつけることを7月2日の日に申請受けているわけです。で、すぐ許可した。これはね、動力線とわかるでしょう。あなた方はクーラーのために何百メートルも、九電が道路に8本本柱立ててね、施設の中も、今言ったような本数立てて、クーラー1台のためにね、そういうことするかと。わかってしかるべきじゃないですか。このクーラー、何の電気で動くわけ。100ボルトで動くでしょう。市有地の中で立ってるのはトランスがあるじゃないですか。高圧電線引っ張ってきてるんですよ。高圧の電力、引っ張って来てるわけです。そのために必要な電柱はあなた方が、坂平順子社長が許可を求めてきた2日後には、九電から所長から占用許可書を取って、で、直ちに許可して、市の手のひらの中で、市有地の中にも電柱が立ちます。市の手のひらの中で本線からの8本の本柱も立ってくる。あなた方は最初からね、これは動力線であることはわかってたし、何のための動力線か。営業行為に必要なだということを最初からわかったんじゃないですか。これがわからないのはね、異常ですよ。わからないと言うんだったら。しかしね、あなた方ね、今も所長がどうか知りませんが、九州電力株式会社飯塚営業所所長増川友弘さんという方なんだけど、市長宛に、7月2日、去年の誓約書を出してるでしょう。その誓約書、重要だと思うので、読んでいただけますか。

○管財課長

7月2日の承諾書じゃなく、誓約書ですか。

○委員長

川上委員をお願いします。既に1時間、この質疑で1時間たとうとしております。それで自分で調べてきて、わかったような、知ってある質問はですね、もうあんまりしないようお願いしたいんですけど。

○管財課長

7月2日の誓約は管財課でなくて経済建設に出された分ではないでしょうか。私のほうには誓約書というのがございません。

○川上委員

こういう仕事の仕方ね、強敵を相手に裁判を闘ってね、勝てるのかということです。委員長から、わかっているなら、読めという趣旨でしょうから、私読みますよ。誓約書別紙のとおり申請書を提出するにあたり、許可されたときは、関係法令並びに市の諸規程を固く遵守します。もし公共又は市において必要な場合あるいは不都合な所為と認定された時は指示に従い、いつでも自費を持って原型に復し、返還します。平成27年7月2日宛先飯塚市長齊藤守史殿申請者住所を書いて、先ほど言ったとおりなんです。下に保証人の欄があるんですよ。何のためにあるんですかね。空欄です。もちろん判こも押してない。こういうものをね、飯塚市は7月

2日に受け取っているんですよ。市長、どう思います。これ、九州電力はでたらめだというのはだれでもわかると思うけど、引き込んだのは飯塚市じゃないんですか。お尋ねします。

○管財課長

先ほどの電線の分は初めから、認識していたのではないかということですが、これは、今ご指摘ありました6月30日付の嘉飯山砂利からの書類でその中で、明確には書いておりますこの市有地に、資材置き場、仮置き場としている市有地に資材との管理や防犯のため、また、仮設建物に夏の猛暑等を防ぐ空調設備等の設置のため借用地であります、一時的に電気を使用できるようにしたいと考えておりますという相手方からの文書をそのまま私どもは見まして、こういう理由であるならば、ということで、お貸しした次第でございます。

○川上委員

それは、あなた方の今の場面での言い逃れに聞こえる。都市建設部はね、これは動力線であることは百も承知ですよ。資料見ればわかる。何でわかるわけ。3本じゃないからです。8本だから。現場行けばわかるじゃないですか。ものすごく高い、一番上に1本あり、その後を3本通し、太いのが、そしてその下、電線まで通してないじゃないですか。行き止まりですよ。市の土地で行き止まりですよ、これ。全てこの嘉飯山砂利建設のために九州電力が猛スピードで飯塚営業所の社長がね、社長じゃない所長がね、こんなことまで書いて、問題が生じたらね、いつでも自費を持って、原型に復し、返還しますと言ってるじゃないですか。これは8本のほうです。道路敷きのほうです。都市建設部から話聞いてなかったですか。答弁を求めます。

○管財課長

都市建設部のほうから、そういうような話を聞いておりません。繰り返しになりますが、この電気を引く理由は何でしょうかということで、文書を今、読ませていただいたとおりでございます。で、今、本数のことおっしゃってますが、おそらく、これ、電源が上のほうの公園のほうの近くのほうから引っ張ってきてるのではないのでしょうか。もともと電気がそこしかなかったんで、当該地まで引っ張るためには、それだけの本数が立てるためには、必要であったというふうに私は判断しております。おそらく、そういうことじゃないかと思えます。

○川上委員

自分で答弁が混乱してるのがわかるでしょう。それで、ここはね、この誓約書持って行ってね、九電の増川所長さんにこの中の、1、1、3についてはねいろいろ言ってるようだけど、また、話しましょうと。とりあえず道路敷きのほうはね、8本支線支柱入れたら、12本、これは全部取ってくださいということができるようでしょう。誓約書だから。どう思います。

○財務部長

今の質問者が言われてる案件については、私も承知しておりませんでしたので、その分は早急に、もう一度検討いたしまして、そういう対応をしていきたいと思っております。いろいろ、先ほどから課長が説明してますとおり、私どもに来たときには、先ほどからいいます資材置き場として管理人を置かなきゃならない、そこで、猛暑に対応するためにクーラーということで、そういった申し出がございましたので、一応許可をしたような状況ですけども、今おっしゃっていたような状況が、ちょっと私どもも確認をしておりますので、もう一度事実関係を確認して、九電のほうにもその部分を確認した上で、対応させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

○川上委員

ですから、この問題を市有地の不法占拠に公営企業体の九州電力がかかわってるかもしれないという重大な問題なんです。九州電力は、みずからこの市有地の不法占拠にかかわらないということのみずからね、証明する責任が今生じてるわけです。この誓約書1枚で。だから、財務部長が向こうに話しされるのであればね、自信をもってね、明らかにせよというふうに頑張ってもらわなきゃならないと思えます。それで、先ほどから言ってる土地保全の仮処分申請

の問題なんですよ。これについて、少し時間があつたと思うんだけど、検討はされてますか。

○管財課長

土地保全、土地明渡しの仮処分について弁護士のほうとは協議をしております。これにつきましては、現時点でもこの土地を、市が緊急に使用する必要性が欠けるので、これについては、仮処分は難しいであろうという話を聞いております。この保全については、弁護士のほうとは、まだ保全という部分については、確認はしていません。

○川上委員

言ってるじゃないですか。土地保全の仮処分申請を直ちに行うと。6月16日には、まだには既に奥のほうで造成が行われ、他にも詰め込まれていると。確認してるんだから、あなた方自身が。そして、地下掘ってる、土を掘ってるとなると深刻ですよ。何か出てくるわけだから、掘れば。だからね、あなた方、自分の持ち物だから、直ちに中に行って、確認して、土地保全の仮処分申請の準備をしなければならんと思いますよ。これ市民に対する責務ですよ。それから刑事告発。もう原告としては十分適格なんですから、最初からそれで、むしろ、告発、告訴だ、告訴をしないほうがね、難しいんですよ。告訴したら、いろんなところも調べていきますよ。そしてあと起訴するかどうかは検察が考えることでしょう。これで裁判負けたら、土地明渡し訴訟で不利になるかもしれませんと。なるわけじゃないですよ。絶対なりません。だから、市長、仮処分申請をまず直ちにやって、そしてその流れの中でね、よく準備して刑事告訴をね、やってもらいたいと思います。答弁求めます、市長に。

○財務部長

以前から、質問委員からはいろいろなご提案をいただいております。その中で、私どももできることが、どれだけあるだろうかということで検討してきております。先ほどから弁護士と相談ということで、それがどうかということは、意見としていただいておりますけども、私どもも先ほどの刑事事件ということでもある筋のほうにいろいろ相談をいたしましたけども、今の段階で、ちょっと難しいんじゃないかというようなお話もいただいておりますので、そこが今後そのどのような形で展開するか、わかりませんが、今やっている民事訴訟のほうである程度、結論が早く出れば、私どももいいんですけども、そうじゃない場合については次の手段としては、いろいろなまたほかの手段も講じていかなきゃならないと思っておりますので、その点はご了承いただきたいと思っております。

○川上委員

いずれにしても、皆さん失敗してますよ、たくさん。議会にも一部責任のあるところがあるでしょう。そしたらね、今市民に対する責任を果たすということが第1義的ですから、やっぱり、いや、うちは管財だからとか、うちは都市建設とか、そんなこと言ってる暇ないんですよ。だから、ここは市長がね、決意固めなおしていかないと部下が困りますよ。挑戦状もらったのは齊藤市長じゃないですか、廊下で。裁判するよと言うことにしたんだから、勝つまで頑張らなきゃしょうがないですよ。裁判所は和解を進めてきますよ。飯塚市が和解に応じるようなことがあつたらね、もうこのまちは大丈夫ですかって感じになりますよ。11年目は迎えられないって感じです。だから、市長、本気で頑張ってもらいたいと思います。重ねて市長答弁求めます。

○財務部長

先ほどから同じ答弁になりますけども、市長のほうも、基本的にはちゃんとしたふうに片づけるということで、私どもが指示を受けておりますので、それについては、ちゃんとした方法、いろいろな方法で考えてやっていきたいと思っておりますし、課長のほうから、きょう報告の中で言いました和解の部分についても裁判所から、正式なものとしてはございませんけども、そういった方向性も言われてますので、私どもとしてはちゃんとした形で判決をいただくと、そういう方向性を持ってやっていきたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして総務委員会を閉会いたします。